

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は10番 田坂富代君、12番 増田 清君であります。

報第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、報第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、議案件名簿の1ページをお開きください。

報第15号 専決処分を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第11号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、専決の日は平成24年11月16日でございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、衆議院議員選挙関連経費を補正したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,389万8,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説

明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、14款 3 項 1 目 5 節 国庫・衆議院議員選挙委託金 1,500 万円の追加は、衆議院議員選挙委託金でございます。

歳出でございますが、2 款 4 項 7 目 0582 衆議院議員選挙事務 1,500 万円の追加は、衆議院議員選挙関連経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 15 号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第 11 号 平成 24 年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度下田市一般会計補正予算（第 6 号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条第1項の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することとなっております。また、同法第6条第3項で、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない旨を規定しております。委員は5人おりました、任期は3年でございます。

今回推薦をいたしたい方は、下田市東本郷1丁目6番13号、和泉卿子さんでございます。年齢は昭和18年1月5日生まれの69歳で、再任でございます。

和泉さんは、昭和40年3月に玉川大学をご卒業され、昭和40年4月静岡県賀茂村村立安良里中学校に奉職されました。その後、賀茂郡内の中学校を歴任され、平成14年3月に退職なさいました。退職後の平成16年4月に人権擁護委員に委嘱され、現在に至っております。

和泉さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦いたしたいものでございます。

ぜひともご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第48号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第48号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第48号 教育委員会委員の任命についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると定められております。また、平成19年6月に同法が一部改正され、平成20年4月から施行されましたが、改正法により教育委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと義務づけられたところでございます。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市落合285番地の土屋康宣さんでございます。生年月日は昭和25年11月5日で、現在62歳の方でございます。

次に、提案理由でございますが、鈴木徹洋委員が平成24年12月14日をもって任期満了とな

るため、新たに土屋氏の任命に同意をお願いするものでございます。

なお、現職の鈴木委員は稲梓地区から選出されました委員でございますが、ご本人から今期限りで退任したいとの申し出があったものでございます。

また、鈴木委員は、浜崎地区から選出されております渡邊委員とともに保護者委員として在職しておりますが、今後を考慮したときに同一地区から保護者委員を任命し続けると偏りが生じてしまうおそれがあることから、今回は保護者以外の方につきまして同意をお願いするものでございます。

土屋さんの主な経歴でございますが、下田市落合のご出身で、稲梓小学校、稲梓中学校、静岡県立下田北高等学校を経て、昭和48年3月に法政大学社会学部をご卒業後、同年4月に株式会社スルガ銀行に入行され、下田支店に配属された後、主に県内の各支店におきまして内勤統括責任者として勤務され、平成23年3月に伊豆稲取支店勤務を最後に退職されました。

土屋さんは、温厚誠実で地域の方々からの信頼も厚く、退職直後の平成23年4月からは落合区長に就任され、現在2期を迎えて地元落合区の運営にご尽力をいただいております。

また、38年間の長きにわたる金融の専門家としてのキャリアを生かし、豊富な現場経験によって得た知識、識見を本市の教育行政、学校運営に適切に反映していただけると確信するものでございまして、教育委員会委員といたしまして適任の方でございます。

以上のことから、土屋康宣さんを教育委員会委員といたしまして、ぜひともご同意いただけますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 教育委員の人事については、いつも説明というんですか、その人物が教育に対してどのような考え、思いをお持ちなのかということについていつもお聞きしています。しかし、具体的なことをこれまでもそういうふうな説明を受けたことはないんですが、教育委員について私は、その前の人権擁護委員、あるいは民生委員、あるいは固定資産評価員等々の委嘱するような職務とはまた違った、より重要な職務であると教育委員というのは思っております。とにかくこれからの日本を背負って立つ子供たちを育てていくために力を注ぐ、そのような重要な責務を持っているというふうに思っております。ですから、その新たに任命される教育委員がどのような教育に対して思いを持っておられるのかということは、

お聞きしておかなければならないのかなというふうに思っております。

これまでは少なくとも二、三の教育に関する基本的なものを、項目でそれについてどういうふうに教育委員の方がお考えをお持ちなのかということをお聞きしようかと思ったんですが、なかなかそういうふうな基準というのを教育委員会のほうでもつくっていただけないので、基本的に大まかな質問ですが、新たに教育委員に任命されようとする土屋康宣さん、それぞれお聞きしても人格的には申し分のない人だというふうなことはお聞きしていますが、基本的に教育に関してどのような基本的な考えをお持ちなのか、あるいは教育委員、教育委員会の現在のありよう、あるいは自分が教育委員としてこれからやろうとしているときに、どのような思い、決意をお持ちなのか、そこら辺のことについては、当然新たにお問い合わせするときに当たってご本人といろいろお話ししていると思いますので、そこら辺についてどのような考えをお持ちであったのかというふうなことについてはお聞きしたいなというふうに思います。

さらにもっと細かいことを言えば、今下田市の教育が抱えている幼保の問題、こども園の問題、あるいは小・中学校の再編統合の問題等々に関しても、どのように考えておられるのか等のことがもしおわかりであればお聞きしたいなというふうに思います。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（糸賀秀穂君） 今の鈴木議員のご質問でございますけれども、さきの全員協議会におきまして、土屋氏の教育に対する所信の一端というものをご紹介させていただいたところでございますけれども、これからの情報化とか、あるいは国際化社会の中で力を発揮できるような人材を育成していかなければならないという、その必要性について十分認識されておりまして、さらに子供の自主性を生かした教育、あるいは家庭環境の必要性、また、子供たちが自ら困難や問題を解決していく、そういった生きる力の育成をこれからの教育ははぐくんでいかなければならないと、そういうお考えをお持ちでございます。

また、家庭での幼少時からのしつけの問題とか、他人への思いやりや連帯感の希薄という現在の社会状況、こういった子供たちを取り巻く環境が悪化している中で、この環境の改善に努力していきたいと、そういうことでございます。

ご承知のとおり、教育委員会というのは教育委員の合議によりまして大所高所から基本方針を決定して、その方針の決定を受けまして、教育行政の専門家としての教育長が、教育委員会の指揮監視のもとで事務局を統括して執行していく、そういった仕組みになっております。これをレーマンコントロールと呼んでおりますけれども、教育委員会というのは、会議

を通じて意思決定をいたしますので、レーマンとは単なる素人ではなくて、一般的な学識とか経験が豊かで、人格が高潔な人であるけれども、教育や教育行政の専門家ではないという意味で用いられておりまして、教育委員会というのは、教育行政や学校運営などが教員など教育の専門家だけの集団による判断、こういったことに偏ることがないように、レーマンであるというところの委員を通じて広く社会の常識や住民のニーズを適切に反映させるという、そういうシステムになっておりまして、そういう観点から申し上げますと、土屋さんは適任者でございます。こういった下田市、特に下田市の教育行政におきましては、さらにこれまでの培われた豊富な経験、知識を発揮していただきまして、下田市の教育に対してご尽力いただけるものと確信しているところでございまして、今回同意をお願いしているものでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番。

6番（岸山久志君） 今、副市長の説明でと、今回は保護者以外から選んだというような感じで、その理由も言ったみたいなんですけれども、ちょっと理解できなかったもので、簡単にかいつまんでどういう形でこういう保護者以外になったのかを教えていただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（糸賀秀穂君） 先ほどの説明でも申し上げましたけれども、現在保護者委員としまして、白浜、浜崎地区から1名、渡邊さんという方が選出されております。また、稲生沢、稲梓地区から鈴木徹洋さん、現職の委員さんが保護者委員として選任されております。

今回、鈴木さんの後任の委員をお願いするに当たりまして、また保護者の方の中から委員として選任同意をお願いすることになりますと、同じ地区から保護者の方の選出という形になりまして、地区の教育観の偏りがそこに出てくる心配があると、そういう危惧を持っておりますので、今回は保護者委員の方とは別な形で同意をお願いしたいと、また、さらに次の機会がございましたら、その辺について検討していく中で、また、同意について議会のほうに提案させていただきたい、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議第49号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第49号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第49号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

それでは、議案件名簿の4ページをお願いいたします。

認定こども園建設用地造成工事請負契約につきましては、平成24年度から平成25年度にかけて総額4億3,000万円の債務負担行為を設定し、9月定例議会において補正予算の議決をいただいたものでございます。

契約金額が3億6,435万円となるものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法につきましては、制限付き一般競争入札でございます。

契約の相手方につきましては、静岡県下田市中411番地の1、河津建設株式会社、代表取締役河津市元となるものでございます。

制限付き一般競争入札の参加資格につきましては、当市の入札参加資格審査を受けているもののうち、熱海市、下田市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、その他賀茂郡内5町に主たる営業所、こちら本社、または本店でございます。を有する業者で、建設業法に基づいた土木工事に係る特定建設業の許可を有し、土木一式工事に係る総合評定通知書の総合評定値が900点以上であること、また、平成14年度以降に国または地方公共団体が発注した請負代金が1件につき5,000万円以上の工事を元請として施工した実績を有すること等を入札参加資格といたしまして、制限付き一般競争入札公告、執行公告を行いました。期限までに6社の申請があり、すべての業者が入札参加資格に適合したため、11月21日に入札を行ったものでございます。

それでは、続きまして、お手数でございます条例改正関係等説明資料、1ページをご覧ください。

1ページに工事の概要、それから2ページのほうに造成工事の平面図がついておりますので、こちちをご覧くださいながらお願いしたいと思います。

まず、工期につきましては、平成24年12月から平成26年3月、契約書の中で3月10日ということでございます。

工事概要につきましては、まず1の敷地造成工事といたしまして、こども園本体建設部分の造成工事でございます。面積が4,127平方メートル、工法といたしましては、切土工、法枠工、コンクリートブロック積工を施工いたします。

2の駐車場造成工事といたしまして、面積3,740平方メートル、サンワーク北西側の斜面を造成し、62台分の駐車場と敷地内通路を設けるために、切土工、法枠工、コンクリートブロック積工。それから区域内の雨水流出の増大を防ぐための地下式貯留層設置工を施工いたします。

それから、3の進入路取付部工事でございますが、面積は1,520平方メートル、サンワーク北西側に幅員6.5メートルの進入路を取りつけるため、サンワーク駐車場側にコンクリー

トブロック積工、それから水路側でございますけれども、プレキャストL型擁壁設置工を施工するものです。

続きまして、4番目の残土置場整備工でございます。面積303平方メートル。巨石積みを施工いたしまして、盛り土法面に種子散布を施工するものでございます。

それから、平面図をご覧いただきたいと思いますが、本体建築予定地西側でございます、ご説明を以前させていただいたかと思いますが、沢部の土砂対策としての治山工事でございます。こちらにつきまして、本年度静岡県賀茂農林事務所によりまして測量設計業務を施工していただいております。そのため、国庫補助事業として採択していただける見込みでございますので、この契約には含まれておりません。

また、市道敷根1号線からの右折レーン設置と交差点改良工事、こちらのほうも予定でございましたが、こちら現在のところ道路管理者、また公安委員会との協議が完了しておりませんので、今後、協議完了後検討するというような形でございます。

なお、資料の、すみません、1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

それから、契約金額のほうでございますけれども、契約金額3億6,435万円のうち、債務負担行為を設定しておりますので、平成24年度で6,500万円をお支払いし、それから平成25年度で残りの2億9,935万円を支払うというものでございます。

大変雑駁なご説明でございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 今、造成工事に関する説明をいただきましたが、確かに治山事業が約1,500万円ぐらいで、これは別枠で国の補助をいただいてやるんだと、これまた大変いいことだと思います。それと市道の取りつけ工事、これが約1,000万円ぐらい見ておったんですが、これも別途だと、今協議中だということで整備されておりますが、当初の説明のとおり4億3,000万円の債務負担行為の補正を9月にしました。大体4億3,000万円から3億4,000万円引くと6,000万円ですね、そのうち今予定されているのがその当時約2,500万円ぐらい、治山とそうですね。そうしますと、約4,000万円ぐらい債務負担行為の補正手続が必要になってくるわけですが、これはいつやるんですか、本定例会では金額が出ておりません。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 本工事は今後切土が主な工事になってきます。その中で予想外の工事が発生するおそれもございます。それから交差点改良もどのような条件がついてくかわかりませんので、債務負担行為の年度別の枠自体は、変更しないでそのままいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに。

1 番。

1 番（竹内清二君） いよいよ質の高い就学前教育の環境が整うということでここまできたのかと、本当に楽しみにしております。

1 点だけ質問させてください。施工時に関する安全面の確保でございます。いただいております A 3 の資料に基づきますと、サンワーク及び生きがいプラザをぐるっと囲うという形になっておりますが、当然敷地内といえますか、今現状で使われている部分も一部使うという形になるのか、仮設等で一部使うことになるのかなと思います。平常時はもちろん問題ないんですけども、緊急時、ここは非常に重要な拠点であろうかなと思います。それぞれここが使う役割に対してどういった形で工事の安全といえますか、支障がないような形の危機管理時の運営ができるか、そこら辺が話されておるのかをお伺いいたします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 工事におきましては、現在サンワークの駐車場、そちらのほうから仮囲い等を行いまして、安全のほうは確保するというようなことでございます。

また、緊急時どういった対応ができるのかということにつきましては、また今後業者のほうと打ち合わせの中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（大黒孝行君） 1 番。

1 番（竹内清二君） はい、ありがとうございます。

サンワークにおいては、県や消防等重要な、下田市以外の公的な拠点になる、それでなおかつ防災対策本部が入るというふうにお伺いしております。生きがいプラザに関しましては、災害ボランティアコーディネートが本部として、ボランティア本部として使うということで協定を結んでいるということでお伺いしておりますので、各所との連絡体制、期間はこうい形になりますよということで、それぞれの各部署での危機管理といえますか、危機時には申

しわけございません、今からこういうふうに変更しますので対応をお願いしますということでの密な連絡をよろしく願いいたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） 答えはいいんですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） この工事に伴います治山工事を国庫補助を受けて行う、こういうことですが、その工事金額及び箇所ですね、その内容についてお尋ねをしたいと思います。図面上沢になっている部分であろうかと思うんですが、右と左のですね。どういう工事を予定をしておるのか。

それから、進入路を設けて、この施設には車で来るということが基本的な設計になっているんじゃないか、歩いてきた方はどこからどういぐあいに入って、その安全がどう図られることになるのか、2点目の質問としてお尋ねをしたい。

それから、平成26年3月に敷地の工事が済むということになりますと、建設及び建物の完成はいつになるのか、その点についてお尋ねをしたい。

それから、当然工期の期間の中で恐らく台風やいろいろな災害が来る予測がされると思いますが、工事中のそういう事故とか災害に対する危険性というのはあるのかないのか、ということが予測されるのかという点についてあわせてお尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、最初の沢部の治山工事でございますけれども、こちらにつきまして今年度賀茂農林事務所の方で調査、測量のほうを委託契約で行っていただくというような形で、今後、賀茂農林のほうで国庫補助事業としてやっていただくというようなことでございます。

工法等につきましては、賀茂農林事務所のほうで行う工事でございますので、私どものほうで申し上げられることは、当初計画で行いました土留め、堰堤、そういったものの設置をするのではないかとこのところでございます。

詳細につきましては、私どものほうの工事でございますのでなかなか細かいことを言えなくて申しわけございません。

続きまして、進入路の関係でございますけれども、こちらの進入路取り付け工事につきましては、基本的に車両のほうが入っていただくような形でございます。なおかつ歩道のほう

も確保はしてございます。

ちなみに、ぐるっと回らなくても市道敷根1号線のほうから通用口を確保してございますので、歩いて来られる方はちょうど峠の部分のほうでございませけれども、そちらのほうに通用口を確保してございますので、そちらのほうから入っていただくというようなことで考えております。

それから、工期の関係でございませけれども、造成工事が平成26年3月ということで今工期のほう設定してございますが、建物のほうにつきましては、平成25年度の当初予算でまたお願いをするところでございますけれども、予定といたしまして、平成26年2月末ぐらいの完成を予定しているところでございます。造成工事につきましても、なるべく、なるべくといたしますが、本体建築予定部分のほうからどんどんやっていくというような形で計画を立てていきたいというふうに思っております。

それから、工事実施時の災害、台風でありますとか、地震でありますとか、ちょっといろいろと想定されるようなこともございますが、今のところちょっとそういった危険性についてどのように対応するかというようなことについてまだ協議してございませんので、今後業者のほうと打ち合わせの中でその辺含めて協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

7番。

7番（沢登英信君） ご答弁いただきましたけれども、ちょっと素人でよくわからないもんですから、図面上どこかということの指示をいただけないでしょうか、治山を賀茂農林ですか、に頼んでやるんだというところの場所はどこかという点と、それから歩行で歩いてくる子供たちが入る、あるいはお母さんたちが入る場所は、この図面上どこになるかということをお尋ねをしたいと思えます。

それから、平成26年2月に建物が完成する予定だと、にもかかわらず、平成26年3月までこの土地の造成工事など期間を定めているのはこれどういうことか、つじつまがあわないじゃないかという気がしますが、その理解はどうしたらいいのか。当然平成26年2月に建物ができているということになりますと、少なくとも平成25年度中にできてなければ建物建設にかかれんんじゃないかと思うんですが、どういうことなんでしょうか。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 申しわけございません。

それで平面図の、どういう言い方をしたらよろしいですかね、ちょうど左側のブルーで駐車場造成工事という形でなっているところの左側のちょっと上に薄い堰堤、ダムのな部分があるかと思います。そちらが治山の工事の箇所でございます。こちらがちょっと荒廃している沢ということでございます。こちらの土砂対策ということで、こちらについては治山工事でやっていただけるという見込みということでございます。

〔「右側のは」と呼ぶ者あり〕

学校教育課長（土屋 仁君） 右側はやりません。こちらはやりません。

〔発言する者あり〕

学校教育課長（土屋 仁君） こちらについては手をつけることはございません。

それから、通用口、入り口でございますけれども、ちょうどピンクに塗られた本体建築部分のちょうど一番左側、ちょっと見にくくて申しわけございませんけれども、そのところあたりに通用口を設けるというふうなことになります。歩行者の方はこちらから入っていただけるというふうな形になります。

それから、造成工事の工期が3月までというふうなことでございますけれども、何しろ造成の部分も結構広いものでございますので、何分にも工期が決まっている。平成26年4月にはオープンしなくてはならないということでございますので、先にどんどんこちらの本体の建設部分をやっていくと、それでなおかつ残った部分、例えば駐車場の区画の線を引いたりですとか、そういった細かい部分が最終的に残るのではないかとということで、造成工事につきましては、3月の工期を設定しているものでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 敷地造成工事を行うわけですが、建物本体工事も当然その上に行くわけですが、その建物本体について、前々から下田保育所の少なくとも零歳から2歳までの乳幼児に関してはこども園のほうに移すというふうなことを、そのくらいは危機対策としてやってほしいというふうに要望し、教育委員会のほうでもそのことは考えているというふうな答弁はこれまでもあったわけですが、そこら辺のことは具体的に建物本体もそういうふうな形で乳幼児収容できるような形での設計変更も当然ここでなされているわけですが、当然造成工事もそれに耐えうるような工事になっているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 建物本体につきましては、それぞれの保育室について余裕を持ったつくりとなっておりますので、零歳、2歳児、あとは保育士の張りつけというふうなことで対応はできるかと思っておりますので、建物的に定員は十分入れるものを確保しているところでございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

11番。

11番（土屋 忍君） この造成工事に直接関係ないかもしれないですけども、今まで入札結果というものをパソコン上で私参考資料として見させてもらっていたんですけども、ごく最近だと思うんですけども、紙入札のものについてはパソコン上で出てくるんですけども、電子入札の部分が画面に出てこないんですけども、何か別の手続をしなくてはならないのか、総務課でわかっていたら。わからなければちょっと調べてもらいたいなということなんですけれども。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。

私の認識からすれば、電子入札の結果もホームページ上で公開しているというふうに認識しておりますが、今土屋議員から見られないということでございますので、確認させていただきまして後ほどお伝えさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 本工事は当初予算で4億3,000万円余の2カ年の平成24、25年度の予算措置をされたわけであります。入札の結果、3億6,435万円で敷地工事をするということですが、この場所自身が治山工事をしなければならないような場所であるということ、先ほどの質問で明らかであろうと思います。県の治山にお願いをするということですが、その事業がいつ行われるか現時点でははっきりしない、こういうことであろうと思います。当然その負担金も主として提出をしていくということが検討されなければならない課題であると思います。3億6,435万円でこの工事が済むというような事態、状況にはないのではないか、それらの検討がされていないということが第1点言えると思いますし、認定こども園のこの建設が稲梓幼稚園初め、各地区の幼稚園、保育園を廃止をするということの実態的な条件のもとにこれらの工事が進められていくという点については、私は納得できない、反対をせざるを得ない、こういう内容を含んでいようかと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番。

1番（竹内清二君） 議第49号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結については、賛成ということで意見を述べさせていただきます。

今計画は、第4次総合計画にございます就学前教育という、我々が今子供たちの未来のために今投資しなければいけない重要な課題でございます。平成23年3月11日の震災をもって計画地が変更になりました。しかしながら、やはりこの計画というのは、今すぐにでも実行しなければならない重要な課題でございます。そんな中、津波被災がない場所、高台というものを考えるに当たり、今回のこの敷根、中学校もございます。サンワークという拠点もございます。この敷地に下田市の敷地を十分に活用した中で今回の計画を遂行していく、これについては大いに賛成することでございますし、今回の造成工事にかかわる3億6,435万円の契約金につきましては、これは承認せざるを得ないものと考えております。

以上が賛成の理由でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第49号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の5ページをご覧ください。

議案の名称は、下田市民文化会館指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定をさせていただきます。

指定管理者を指定する公の施設は下田市民文化会館で、指定管理者となる団体は公益財団法人下田市振興公社で、指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものでございます。

提案理由は、下田市民文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

次に、施設の概要と指定管理者となる団体の概要につきまして、条例改正関係等説明資料の3ページをご覧ください。

施設の概要につきましては、市民文化の向上と福祉の増進に寄与するため設置され、平成元年3月に竣工し、平成元年4月26日に開館をした施設でございます。

所在地は下田市四丁目1番2号、構造は鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建て、延べ床面積4,749.93平米で、築23年を経過している建築物でございます。

次に、指定管理者となる団体の概要でございますが、団体名は公益財団法人下田市振興公社で、代表者は理事長出野正徳さんでございます。

この団体は、平成5年3月31日に財団法人下田市振興公社として設立され、平成24年10月1日をもって財団法人から公益財団法人へ移行したものでございます。

この公益財団法人の目的は、地域固有の文化、歴史、自然等を生かし、市民の生活文化の向上と地域の活性化を図るとともに、市が設置する公の施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の福祉の向上に寄与するというもので、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人でございます。

団体として行う主な事業は、振興事業として国際交流推進事業、文化事業の振興、健康増進、スポーツ普及事業などで、ほかに施設管理運営事業、収益事業を行うものでございます。

なお、これまで下田市振興公社は第1回目の指定管理者として、平成18年度から平成19年度の2年間、第2回目の指定管理者として平成20年度から平成24年度の5年間、通算で2回更新を行い、今年度を含め7年間指定管理者として下田市民文化会館を管理運営している法人でございます。

次に、施設管理及び運営の提案要旨でございます。

まず1点目は、管理運営に当たり、社会状況の変化や市民のニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的・横断的な運営を推進するとし、地域の公共ホールの存在意義を踏まえて、財政不況の続く中で文化施設が負の資産とならないよう無駄を極力省き、収入を増やす努力をしていくという経営方針を示してございます。

具体的には、物件費等のコスト削減、専門技術の向上を目指す、会館をサポートする人々とのネットワークを広げ、運営の効率化を目指す。舞台創造活動の推進などでございます。

2点目は、安心・安全面からの管理運営につきまして、各舞台装置のマニュアルを整備し、ノウハウの共有化を図る。設備、機器の定期点検、日常点検を確実に実施し、故障等の早期発見や事故の未然防止などとしております。

3点目は、職員の接遇研修、技術者研修等の各種研修訓練に努め、利用者の安全・安心を図りながら、サービスの向上に努めるとしております。

4点目は、利用者の要望の把握及び実現策として、定期的なアンケート調査、Eメール等による意見の随時受け入れ、利用団体との意見交換の実施を掲げております。

その他には、利用者のトラブルの未然防止と対処方法、地域及び他の施設との連携等を掲げております。

申請理由としまして、これまで振興公社が市民文化会館を管理運営し、また、平成18年度から指定管理者として管理運営をしてきた長年の実績とノウハウは貴重な資産であり、そこ

に民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加え、市民に対し質の高いサービスを提供を図るとともに、利用者に平等な施設利用をしていただけたらとしております。

平成25年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいた下田市民文化会館指定管理者の指定をご承認いただいた後に、平成25年度当初予算のご審議をいただく予定ですが、今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するものでございます。

なお、今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会にご審議をお願いし、第1回目の選定委員会を平成24年9月5日に開催し、平成24年11月8日まで7回にわたってご審議をいただき、平成24年11月14日に公益財団法人下田市振興公社が下田市民文化会館の指定管理者の候補者として適当と認める旨の選定結果のご報告をいただいたものでございます。

この報告を踏まえ、市において公益財団法人下田市振興公社が下田市民文化会館の指定管理者として適当と判断し、議案として提案をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定について議案説明とさせていただきます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（大黒孝行君） 議第50号の当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時 6分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） こうやって指定管理を決めるに当たっては、どうしても我々が一番気になるのは指定管理料云々という部分があると思うんですけども、6ページの一番後ろを見ますと、今後の平成25年度から5カ年については、後でゆっくり決めますよというような文言が書いてあるんですけども、12ページを見ますと、この後の審議なんですけれども、敷根公園についてはそれが具体的に書いてあるわけなんですけども、なぜ文化会館、下田市民スポーツセンター、この後の生きがいプラザについては、そういうことが具体的に表示されて

いないのかどうかということをちょっと聞きたいんですけども。

議長（大黒孝行君） どなたも答えませんか。だれが答えるんですか。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） すみません。市民文化会館の指定管理料につきましては、協定書の中で毎年度定めるという規定になっておりまして、逆になぜこのプールのほうでこういう計画分ということで記載されているのか、ちょっと協議したことはないんですけども、恐らく推定値であろうと思います。ですから、もし今後そういう推定値という部分で記載が望ましいのであれば、そのように改めたいと思いますけれども、ということによろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） よろしくないんですけども。

ここで審議するに当たっては、一番皆さんもそうだと思うんですけども、今後どういふふうに指定管理料というのが推移していく、現在というのも表示してもらえば一番このように、12ページみたいにわかりやすいじゃないですか。今後もこういうふうになっていくというのは、同じ出野さんのところの振興公社でやっているもので、計画であろうが何であろうが出せれると思うんですよ。だって、敷根公園はこういうふうに出してあるわけですから、ほかのところも計画とはいえこういうふうになっていくだろうとかというのはできるわけなもので、なぜそこだけ、この3つは出せれないのかどうなのかということですけども。

一番後ろが、今課長の説明ですと、これはサービスなんだよというようなふうを受けとめられたんですけども、そういうことじゃなくて、やはり出すべきであろうというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） プールのほうの指定管理料のこの12ページの記載でございます。もちろん過年度分の指定管理料の推移というのは把握してございますので、記載はもちろん可能でございます。

それから、今後の計画分というのは、私がこの資料を見る限りにおいてということですけども、前年の指定管理料に人件費上昇分ということで恐らく2%見込んで、それを載せてそれぞれの年度で出しているんだろうと思われまして。ですから、そういう形でしか出せないというのも事実でございますけれども、もしあれでしたら後ほど必要があれば出していきたい、委員会で出していきたいと思っております。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 確かに今後の計画というのは人件費分なのかもしれませんが、後のこの3つについては、ほかに特別な部分があって上がる可能性だってあるわけじゃないですか。ですから、やはり今課長の話を知ると、初めてこの書類見たよというふうな返事しているんですけども、ほかの担当課にも絡んでいるのかな、これは。

やはりここまでのものを出して、初めて議会に出してもらうべきであろうというふうに思うわけなんですけれども、このままだと審議は進まないんでしたら、委員会付託してあるものですからそれでも私は、付託するのかもしれませんが、それで皆さんがよければ私は結構なんですけれども、いずれにしても、そういうものをしっかりと出した中でお願いしますよと、お願いしますといったらあれですけども、審議をしてもらいたいというのが本筋じゃないかなと思うんですけども。

議長（大黒孝行君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（糸賀秀穂君） 同じ種類の議案が資料として整っていなかったきらいがありますということにつきましては、申しわけございません。

また、自分の担当部署だけの議案しか多分見ていないのではないだろうかという議員のご指摘でございますけれども、当然関連する議案につきましては事前に目を通して、それぞれが疑問点があれば出し合って改善していくという、そういう方法が必要であろうというふうに思います。今回申しわけございませんでした。今後そういう形で注意をいたしますので、その辺はご理解いただきたいとします。

それから、資料につきましても、どの程度の資料でご理解いただけるのかというところの点もでございますけれども、なるべくわかりやすいような資料につきましても配慮させていただきたいということでご理解をお願いしたいとします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今副市長のご説明はありましたけれども、これで指定契約を結ぶわけですよ、契約を結ぶのに契約期間と契約金額なんて出てくるのが当たり前でしょう。先ほどの請負契約でもし金額が入っていなかったら、それで審議しますかということにはならないでしょう。今後、今回は振興公社だったけれども、ベ이스テージという表現でいいのかな、道

の駅というんだか、何という表現か知らんけれども、あそこもあれば、あずさ山の家も出てくるわけでしょう。そんなときに、それは金額幾らの指定管理料なんかわからないけれども、認めてくださいなんて、こんなばかな話はない。休憩をとって、金額を明示してくださいよ。それだけ審議の必要ないでしょう、幾ら払うかわからないのに、ここにしますよってさ。そんな議案ないですよ。

議長（大黒孝行君） 当局の説明求めます。

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 24 分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 貴重なお時間を費やして申しわけございませんでした。

このたびの指定管理者の選定に当たりまして、振興公社のほうから申請書が提出されております。その申請書の中には、それぞれの今後の各年度の収支計画が添付されております。このような状況で数字はわかっておったんですけれども、今すぐに表にあらわしができませんので、委員会のご審議までには作成して提示したいというふうに考えております。

同じような指定管理者の議案について、この議案については収支計画がある、この議案についてはないというような、そういう差をつけてしまったことについては大変申しわけなく思っております。今後議員各位のそういう資料も必要だというご意見がございましたので、今後添付する方向で直していきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3 番。

3 番（伊藤英雄君） 説明のほうは了解しました。

休憩中に思い出したんですけれども、市と振興公社との関係がやはり一番の多分問題になるんだろうと思うんですね。振興公社の場合、やはり市の関与が大きくて、独自の努力による成果というんですかね、そういうものを得ることが非常に困難な市と振興公社との関係については、また別の機会で議論させていただきたいと思います。これで終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 指定管理者制度が導入されたとき、私はこれは公共施設を活性化させるすばらしい制度ができたのではないかというふうに期待していたんですが、本制度発足して7年になるんですか、それぞれの施設について指定管理者制度になって、ああ、こういうふうによくなったというふうな例を余り見ることができないというのは、率直な今の感想です。

文化会館につきましても、文化事業の数だとか、事業が年間13、横ばいですよね。利用料金収入なんかも、平成21年は1,300万円、平成24年度予算で1,375万円、ほとんど横ばいか落ちているようなところで、指定管理料だけが毎年100万円ずつ増えているというふうなことですよね。何ら市民文化会館としての活動が指定管理者制度になってこういうふうに活性化されたとかというふうなことがないので、そこら辺のところをどう思っておられるのかなというふうに、こういうふうな形でずっと振興公社に指定管理を任せてもいいのかどうなのか、そこら辺のところについて、選定委員がどのような意見をつけていたのかももあわかれれば、そういうのを踏まえて、生涯学習課、当局としては市民文化会館の現状をどのようにとらえているのかについてお答えください。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） ただいまの鈴木議員のご質問で指定管理者になって現状余り変わらないのではないかと、効果がないのではないかとということなんですけれども、確かに収入ですとか、利用料金収入ですとか、利用者数、それから指定管理料、指定管理料のみは毎年1%から1.何%上がっていくのも事実です。ただ、使用料につきましては、指定管理になる前につきましてもそんなに変わっていないのが実態なんです。

例えば平成16年、17年ということで、この当時は振興公社が市から指定管理という形ではなくて、委託という形で運営管理をしてきたわけでございます。そういった中で、振興公社としては、委託を受けている時代と指定管理を受けている時代と同様に頑張っているのが実態でございます。

ただ、管理運営とか、そういったものについて、選定委員会の中でも改善をしてほしい点とか、あと努力を認める点とか、そういったもののご指摘をいただいております。例えば人件費や指定管理料だけが増加という状態で、危機管理が感じられないという選定委員会のご指摘をいただいております。それに対し、業務の数値目標やPDCAサイクルの確立にどう

取り組んでいくのかというご質問もあります。

そういったことに対しまして、担当課としましては、今後、所管する施設ごとに、生涯学習課でいえば文化会館とスポーツセンターがございますけれども、少なくとも四半期に1回程度は定期的な協議の場を設定をして、その期間内に行われた事業の実績、それから決算、それで、次の四半期の予算と計画等を指定管理者と書面を求めて協議をして、そういった中で各事業の点検ですとか、改善ですとか、そういったものをつくっていきたいと考えています。実際には、いろいろな書面を求めてやはり協議していきたいと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 手にいれることができているいろいろな数字見ても、ほとんど横ばい、あるいは漸減、ちょっと下がっているというふうな数字、利用人員の数も10万人前後少しずつ減っているというふうなところがありますよね。何とかせっかくの施設であるから、経済状況とか、いろいろな状況があって、いろいろな文化事業に参加する人口が減っている、あるいは人口減等々でというふうな背景はあるにしても、何となくせっかくの建物が十分活用されていないというふうなことは感じているもので、そこら辺のところについて、もっとも指定管理者が頑張ってもらえるように。

特にいつも感じるんですが、喫茶コーナーなんかもせっかくあそこにあっても十分に活用されていない。人が多いときに、あ、きょうは人が集まるのがあるんで開いているかなと思うと開いてなかったりとかというふうなことがあって、それぞれが余り十分活用されていないんじゃないかというふうなことを感じます。

それとあと指定管理料なんですが、平成21年が6,495万円で毎年約100万円ずつぐらい上がっていった、平成24年予算だと6,939万円になっています。大体毎年100万円ずつぐらい上がっています。これが人件費相当分だとしたら、何の人件費なんですか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 振興公社で人件費というものの中に含まれるものといいますのは、例えば給料ですとか、諸手当、賃金、法定福利費、それから退職掛金というような形になります。そしてあと指定管理料が値上げをしていく特殊な要因としては、例えば平成24年度あったと思いますが、電気料の値上げとか、あと今後予想されるのは消費税ですとか、あと健康保険の掛金の値上げとか、そういったものがあって毎年増えていくというものと、あといわゆるベースアップ部分というの、この1%から2%の間で総額出てきております。

以上です。

5番（鈴木 敬君） 給料、大体人数は何人分出るのか。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 文化会館について申し上げますと、正職員が3人、それから臨時職員が4名でございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） それで大体100万円ずつ増えていくとしたら、これはかなりの、人件費に関してはかなりのあれかなというふうに思います。

とにかくいろいろな問題がありますので、指定管理料はこれから5年でしたっけ、金額も明示されるということですので、その内容についても我々が、我々は総務文教委員会ではないんですけども、納得できるような資料も提出してください。それとできたら選定委員会がどのような答申をしたのかということも、資料としてもしいただけるならばください。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（竹内清二君） 今鈴木 敬議員のほうからもありましたが、まず、委員会のほうからご要望させていただきます。この後、委員会審査のほうに入ると思うんですけども、そのときに選定委員会の答申書、多分これ公共施設利用推進協議会でしたっけ、こちらのほうにも答申をかけたの結果が出ていると思いますので、その答申書。それと各委員会、審議会等に提出いたしました資料ですね、各委員の皆様が判断するに多分何かをもとに判断されていると思いますので、そこら辺の資料。そしてできれば議事録とは言いませんが、そこで審議された内容等がいろいろなこういう意見ございましたよということでありましたら、ぜひそこら辺も含めて委員会に提出していただきたいと思います。これ要望でお願いいたします。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 下田といいですか、賀茂郡の文化の殿堂といわれるこの市民文化会館の指定管理につきまして、当然公益財団法人であります下田振興公社に委託されるというのは大変喜ばしいことだと思いますし、議員の皆さんの質問がこの委託料にしかとどまっていないというのは、大変残念に思います。文化の施設をどう発展させるかという観点がやはり必要ではないかと思うわけです。

効率的な運営は当然必要であります、やはり議論の中心はこの文化施設を文化の発展の

ためにどう使っていったらいいのか、ここの議論が一番の中心ではなからうかと思えます。そういう点から考えますと、やはり指定管理の部分と振興公社に管理をお任せする分と、教育委員会としてこれをどう発展させるかという分が合わさって議論がされなければならない。提案されています内容は、指定管理を受ける振興公社がこういうぐあいにやっていきますという資料はありますが、それらの上において、教育委員会としてこの施設をどう発展させていくかという点の方向づけがされてないんじゃないか、そういう点をひとつ明確にさせていただきたいと思うわけです。

具体的に申せば、毎年オロシャ祭等をやってみて、国際交流事業の一たんとしてやられていると思いますが、国際交流都市下田の発展のために何年かやってこられてきている。やはりこれらのものを単にロシアとの関係だけではなくて、例えば世界に発信できるような青少年の文化祭にしていくと、そういうような提案をぜひいただきたいと思えますし、外国人のための日本語教室等もやられていようかと思えますけれども、それらのものが教育委員会の中でどのように位置づけられているのか、振興公社勝手にやってくださいよ、こういうことではいけないんじゃないかと思うわけであります。

それから、さらに市民の憩いの場所でもあろうかと思えますが、下田小学校の大切な多行松が次々と枯れていく。最後の1本も枯れてしまうのかな。こんな思いがするわけでありませけれども、教育委員会としてそれをどう守ろうというふうな姿勢があるのかなのか、そこらのところも明らかになりませんし、市民の文化施設であれば、あそこの導入部に行って胸がドキドキする、期待をして歩いていくという導入部の部分が大変細かい砂利というんでしょうか、そういうものが散乱するような事態になっている。施設も24年たってきているわけですので、どういう点の整備が必要なのか、教育委員会としてそれらの施設をどう整備していこうとしているのか、こういうものがあわせて提案していただきたい、そういう点がこの中では不十分であらうと思えますので、ぜひともこの提案の中でということではありませんが、教育委員会の中で検討していただきたい。教育委員の審議項目の中にこの市民文化会館の管理運営について議論がされているかどうか、そういう点でのお尋ねをしたいと思えますし、現実の中では葵学園や、あるいは下田市が直接いろいろな行事を減免を受けて無料でやっているということですので、ただ単純に経営的な観点でプラスマイナスというふうな形での議論をすべきものではなからうと、こういう思いがするわけであります。

ただ、もう1点、財政的な問題でいえば、公益法人であり、まさに直営でやれば消費税がかからない、こういう実態だろうと思えます。したがって、私はかつて人件費の部分につい

ては、公益法人ですから補助金で出すことができるはずだと、契約金額から外して補助金でやりなさい、そうすればそれは800万円から払わなければならないような国への消費税は払わなくて済むんだ、こういう提案をしてきているにもかかわらず、ずっと無視をし続けてきている。自分が振興公社の事務局長のときにはそういう措置をして、国への消費税は払わない、これが10%になりましたら大変な金額に恐らくなるんだろうと思うわけです。そういう工夫は私はぜひとも必要かと思いますが、あわせてそれらの点についての検討をぜひお願いしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、振興公社に対する教育委員会としての取り組みということでございますけれども、担当課といたしましては、振興公社というよりも……

〔「ではないよ」と呼ぶ者あり〕

生涯学習課長（佐藤晴美君） 指定管理者、市民文化会館の指定管理者として今後どういう連携をとっていかということでお答えをしたいと思いますけれども、今後、事業ごとに、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者と計画実行、評価・改善ということで、必要な書面を求めて料金ですとか、企画の目的、それから企画の内容、それから募集内容、そういったものの妥当性の評価とか改善に努めていきたいということで、今後連携をして協議をしていきたいと思っています。

それから、文化会館の修繕につきましては、確かに多々修繕が必要な箇所というのはあります。ただ、限られた財政の中でやはり順序をもって考えて対応していかなければならないというのが現実です。そういった中で、やはり危険な箇所を優先してやらざるを得ないということがございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

議員ご指摘の文化会館前の正面の入り口の路面のざらざら、もしくは先月でしょうか、穴があいたりしておりましたけれども、そういったことも現場を見て十分承知はしておりますけれども、やはり危険なものからやらざるを得ないというのが現状でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） そういう意味では、文化事業は大変私は一生懸命皆さんやられていると、例えば郷土美術家の展示会を小川さん等が中心になってやられていると、今度1月27日には天地創造の演奏会があると、それぞれ市内を文化団体を中心にしてやられていますけれ

ども、実態的には教育委員会がそういうものを教育委員会の中で議論をされて、こういう部分を前進させていこうというふうな対応がないんじゃないかという気がするわけです。特にオロシャ祭等々は各学校の児童が参加していただいておりますが、ぜひともそういう規模だけではなくて、国際観光都市下田にふさわしい国際的な音楽祭に育てていくというふうな観点を持っていただきたい、こういうぐあいに思うわけであります。

葵学園もあそこを会場にしているいろいろな後援会や行事をやっていると、市長さんもかかわっているひる市もあそこを会場にして頑張っている。こういう市民の活用があるにもかかわらず、教育委員会としてそれらのものをきちりより発展させていくという観点を持っていただきたい。こういう点から、教育委員会の中でこの市民文化会館の管理運営や方向づけが議論されているかどうか、その点についてもう一度お尋ねをしたい。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 私が生涯学習課長になってからの経過で申し上げますと、具体的にそういった文化の振興という総体的なものの中ではお諮りをしたことはございません。例えば定例教育委員会の中でもそういった議論になったことはないと記憶しております。

ただ、それぞれの議案ですとか、報告事項の中でもろもろのことはご報告をし、ご相談をしております。例えば市民文化会館はイベント支援事業というふうな形で自主事業でやっておりますけれども、そういった中でやはりいろいろな民間で行うイベント支援というのはやっておることは承知しております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番。

6番（岸山久志君） 沢登議員より施設の修繕とかその点の質問がちょこっとありましたので、関連して、今回の指定管理とはちょっとずれるかもしれませんが、今後、施設の修繕、備品購入の計画が築23年ということで経年劣化しているということで、来年、再来年度につままして大ホールの照明、吊り物で約1,400万円、そして平成28年、平成29年で大ホールの照明で1億3,000万円、トータルで約4億4,400万円ぐらいかかるということではありますが、経年劣化ということはある程度限度があるわけで、大体この修理及び備品購入でどのくらいの年月で4億4,400万円を直すということを考えているかをお尋ねいたします。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 設備ごとで年数というものは異なってくるのでであろうと思います。今回、補正で前回の9月でお願いをした文化会館の吊り物でいきますと、ワイヤーロープの耐用年数は法律では定められてはおりませんけれども、業者間の取り決めという中で10年から15年が耐用年数として耐用しているところですが、下田市の文化会館につきましては、今年度補正をご承認いただいて交換をするところでございます。

やはりリニューアル計画ということで総額4億4,000万円程度金額としては出ております。それぞれやはり危険度に応じて、危険度というのは耐久性も含まれておりますけれども、限られた予算の中でどうしても全部はいちどきにできませんので、順次やっていくかしかないという中で、やはり指定管理者がその危険度の把握については習熟をしておるところがありますので、指定管理者と協議をしながら緊急度、危険度を勘案して、今後も当初予算なり補正なりでお願いをしていきたいと考えております。

来年度につきましては、今のところいろいろな諸事情があって当初の中では今のところ計上できないような状況になっております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） ということは、一応平成28年、平成29年度まで予定はあるけれども、その後はその品物の状況によっていろいろ変化していく、そういうことであろうと思いますが、結局これ最終的にどのくらいのめどでやろうかなという感じはあるんですか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 担当課としましては、リニューアル計画にのっているものはできるだけ早くやりたいとは思っています。ただ、どうしても予算に限りがある中でやっていかざるを得ませんので、少なくとも5年とか10年の中では対応していかないと、それこそイベントに当然支障が出たりしてくると想像ができます。ですから、やはりいちどきにはどうしてもできないという事情がありますので、順次その都度判断をしてやっていかざるを得ないということが状況でございます。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） わかりました。

この間も屋根の修理をしたと思うんですけれども、その割にはホール天井のところにもまた雨だれっぽいようなしみもあってかなり見苦しいようなところもありますので、ぜひともその辺も改善も含めてきれいなホールにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の6ページをご覧くださいと思います。

議案の名称は、下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定をさせていただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設は下田市民スポーツセンターで、指定管理者となる団体は公益財団法人下田市振興公社で、指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものでございます。

提案理由は、下田市民スポーツセンターの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

次に、施設の概要と指定管理者となる団体の概要について、条例改正関係等説明資料の5ページをご覧ください。

施設概要につきましては、平成6年9月に勤労者総合福祉センターサンワークとして竣工をしました。

所在地は、下田市敷根761番地、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積1,221.429平米で築18年を経過しております。

この施設は平成16年2月に国から下田市が買い取り、市民の健康増進と体育の向上及びレクリエーションの振興を図ることを目的として、下田市民スポーツセンターとして設置され

たものでございます。

次に、指定管理者となる団体の概要は、団体名は公益財団法人下田市振興公社で、代表者は理事長出野正徳さんでございます。

この団体は平成5年3月31日に財団法人下田市振興公社として設立され、平成24年10月1日をもって財団法人から公益財団法人へ移行したものでございます。

この公益財団法人は、先ほど市民文化会館のところでご説明申し上げたので省略させていただきたいと思っております。

あと振興公社の指定管理の状況ですけれども、これも先ほどの議案と同様で、平成18年度から平成24年度のあわせて7年間、指定管理者として下田市スポーツセンターを管理運営をしている法人でございます。

施設管理及び運営の提案要旨ですけれども、まず第1点目は、管理運営に当たり社会状況の変化や市民のニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた横断的な運営を推進するとし、地元観光産業に貢献できる運営、地元教育機関に協力できる運営を経営方針として掲げております。

2点目は、安心・安全面からの管理運営につきましては、施設の定期点検、日常点検を確実に実施し、修繕箇所等の早期発見や事故の未然防止に努めるとともに、防犯上の安全点検等に努めるとしております。

3点目は、サービス向上の方策として、業務に精通した職員の配置と研修により質の高い事業とサービスの提供を行うとしております。

その他、利用者等の要望の把握及び実現策、地域及び他施設との連携などを掲げております。

申請理由といたしましては、これまで振興公社が受託事業として下田市民スポーツセンターを管理運営し、また、平成18年度から指定管理者として管理運営をしてきた長年の実績とノウハウは貴重な資産であり、そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加え、市民に対し質の高いサービスの提供を図るとともに、利用者に平等な施設利用をしていただけるとしております。

平成25年度以降の指定管理料につきましては、今回提案させていただいた下田市民スポーツセンター指定管理者の指定をご承認していただいた後に、平成25年度当初予算のご審議をいただく予定でございますが、この金額の推移等につきましては、委員会等でお配りさせていただきたいと思っております。

今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会にご審議をお願いし、第1回目の選定委員会を平成24年9月5日に開催し、平成24年11月8日まで7回わたってご審議をいただき、平成24年11月14日に、公益財団法人下田市振興公社が下田市民スポーツセンターの指定管理者の候補者として適当と認める旨の選定結果のご報告をいただいたものでございます。この報告を踏まえまして、市において公益財団法人下田市振興公社が下田市民スポーツセンターの指定管理者として適当と判断し、議案として提案させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） 6ページに、ホームページの活用というような部分があったものですから、私もこの後の生きがいプラザも含めてホームページをちょっと開いてみたんですけども、いかにもこのホームページがお粗末で、ただ1ページあって、使用する時間とかどうこうという場所がありました。そういうことで、大変私が見るとお粗末だなと、やはり利用の促進ということもやっていかななくてはならない、特に生きがいプラザのほうなんていうのは、もっとどんどんそういうところで宣伝をしていかななくてはというふうに私は思ったんですが、それにしても大変お粗末だということで、例えばこのスポーツセンターだったら、実際に体育館でこんなこともできる、あんなこともできるよって、実際にやっているところの写真を載せたりとか、そういうこともしっかりやっていかないとならないというふうに思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 確かにホームページの活用という点におきましては、まだ当然不十分な部分があると思います。

ただ、現実的にスポーツセンターにおきましては、体育館と視聴覚室の稼働率はほぼ90%を超えた高い稼働で現在運営をされております。ただ、会議室とか、そういったところの稼働率が60%程度ですので、その辺を高めていくためにも、やはりホームページ、それから市の広報ですとか、そういった市民へのPRというのは努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 稼働率というのはかなりあって、なかなか借りられないよという話は私も聞いていますもので承知しているんですけども、特にこの後の生きがいプラザも同じようなところでセットなもので言っているわけなんですけれども、やはり利用促進という面では、使っているからいいじゃんということじゃなくして、やはり両方含めたところで稼働率を高めるためのもう少しホームページの充実をお願いをしたいということで、要望で結構です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 認定こども園の造成工事が始まるわけですが、そうすると当然今までスポーツセンターが使っていた駐車場の部分が使えなくなってくるよね。スポーツセンターの隣には子育て支援センターもあるし、駐車場の利用度というのは高いと思うんですけども、工事の影響というのはどのように考えていますか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 認定こども園の工事期間中の駐車場対策ということは、当然検討の中で学校教育課とも協議をし、それから指定管理者、スポーツセンターの指定管理者とも協議をしているところでございます。

確かに体育館ですとか、視聴覚室の利用については、団体の利用が多いことから、やはり工事に入ったときの駐車場のスペースだけでは足りないということは想像をしております。そういった中で、どうしても足りない場合、事前に想像ができる場合につきましては、例えば学校教育課と協議をしながら、下田中学校のあいている部分を臨時の駐車場として使わせていただくとかという協議はさせていただいております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 工事中も、あるいは認定こども園完成した後も、当然スポーツセンター、あるいは子育て支援センター分の駐車場というのは大分減ってくるわけですよ。今課長がおっしゃったように、あそこ団体の活用があって、例えば私なんかダンスなんかやっているんですけども、ダンスパーティーで100名近くの人があそこに集まると、駐車場がなくなっている。現状でも駐車場が足りなくなるようなこともあるわけなんですよ。もしそ

ういうふうな形で子育て支援センターができて、スポーツセンター分の駐車場が少なくなったときの対処、その次には中学校だとか、そういうところにどんどん使えるような形にこれからしていくということですか。完成後も将来。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、工事中の駐車につきましては、そういった団体の予約の段階で不足するということは想像ができますので、そういったときには学校とも協議をして使わせていただくような方法をとろうと考えております。

それから、工事完成後ですけれども、完成後の部分については、駐車場も整備されてくるところの中で若干スポーツセンター部分としての駐車場は減りますけれども、全体としては増えるということもありますから、かつそれですべての駐車場をスポーツセンターの利用者が使えるわけではございませんので、なおそれで不足を生じる場合が想像できるときには協議をしていきたいと思っています。学校を常に自由に使えるというものではありません。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 場所が歩いていける場所ではないので、あそこで何かしようとするときには、必ず自家用車、あるいは何かで乗り合わせていくとかというふうなことで、車で行かなければなかなか行けない場所ですので、こちら辺のところは十分に今後も配慮していただきたいという要望です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで、午後1時5分まで休憩をいたします。

午後 0時 3分休憩

午後 1時 5分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理

者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） それでは、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてをご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開き願います。

議案の題名ですが、下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてでございます。

これは地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者を指定させていただくというものでございます。

まず、1の指定管理者を指定する施設の名称は、下田市高齢者生きがいプラザでございます。

2の指定管理者となる団体の名称ですが、公益財団法人下田市振興公社でございます。

また、3番目の指定管理の期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とさせていただくものでございます。

提案の理由といたしましては、下田市高齢者生きがいプラザの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、提案内容につきまして条例改正関係等説明資料によりまして説明をさせていただきますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の7ページ、8ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、1の施設の概要でございますが、施設の名称は先ほどから申し上げますとおり、下田市高齢者生きがいプラザでございます。

所在地につきましては、下田市敷根761番地、また、落成の年月日につきましては、平成13年1月でございます。建物面積につきましては、191.72平方メートル。構造は木造平屋建てとなっております。

次に、指定団体の概要でございますが、先ほど議第50号、議第51号について説明をさせていただいてありますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

内容につきましては、そちらに記入してあるとおりでございます。

次に、3番の施設管理及び運営の提案要旨でございますが、まず1点目の管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございますが、1項目めとしまして、社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合

的・横断的な運営を推進するとなっております。

また、2つ目としましては、高齢者の生きがいと健康増進及び障害者の福祉向上、これを図るための生きがいづくりの場を提供し、地域の高齢者の憩いの場として活用できるような施設管理、また運営を推進するということとしております。

2番目の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組についてですが、防犯上の安全点検、また犯罪発生時対策のマニュアル化を行い、市民の安全確保に努める。また、施設管理に必要な有資格者の従事、設備の異常等の早期発見において管理コストの低減、またチェック表の作成、日常点検、定期点検を的確に行う。また、避難誘導訓練の実施など適正な管理が期待できるものと判断しております。

次に、指定管理者導入の目的の1つであります、(3)にありますサービスを向上させるための方策についてですが、良質なサービスの提供をするために専門業種に精通したスタッフの従事と専門的スタッフ研修の実施によって質の高い事業を提供する。すべての業務に精通したスタッフを配置することで、一貫性を持ったサービスの提供が見込めるものと思っております。

4番目の利用者の要望の把握と実現策についてでございますが、若者や老人等の市民アンケートの実施やホームページの活用により対応を図るというものでございます。

また、5番目の利用者のトラブルの未然防止と対処方法に関しましてですが、迅速な対応とトラブルの原因追求を必ずに行い、次のトラブルがないよう未然防止につなげていく。また、報告書を作成し、トラブルの要因をなくしていくというふうにしております。

6番目の地域との連携、他施設との連携等についてでございますが、積極的に地域の行事に参加することを含め、施設の情報を地域へ発信することを通し、開かれ施設づくりを推進する。また、老人クラブへの連絡を密にし、他施設の利用促進を図るものとしております。

7番目の指定管理者の指定を申請した理由でございますが、長年の実績とノウハウは今までの施設管理を行ってきた公社に蓄積された貴重な資産であります。そこに民間発想の視点や効率化への工夫などを加えて、市民に対しどこよりもよいサービスができるとしております。

大きな4としまして、指定管理料につきましては、平成23年度の施設委託料、指定管理料ですが、決算額としまして327万2,000円、また、平成24年度の指定管理料につきましては、330万1,000円となっております。平成25年度からの5年間につきましては、今回の提案に基づきまして、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結びまして決定をさせていただく予

定でございます。

なお、今回の指定管理の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に選定を依頼しましてご審議をしていただいた結果、公益財団法人下田市振興公社が高齢者生きがいプラザの指定管理者の候補者として適当と認める旨の選定結果の報告をいただいております。この結果を踏まえまして、公益財団法人下田市振興公社が高齢者生きがいプラザの指定管理者として適当と判断し、今回提案をさせていただいたものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 具体的にどのような活動というか、ここでは行われているのかというのがこの資料では見えてこないんですが、陶芸教室をやっているとかという話は前から聞いているんですが、そのほかにどんなことがここでなされているのかということをもっと教えてください。

それと、資料の8ページのほうに、サービスを向上させるための方策についてというところで、専門業種に精通したスタッフの充実と、専門的スタッフを抱えているという、置いているというふうなことを書いてありますが、それは具体的にどういうことなのか、あと振興公社の決算によると人件費のところは空欄になっていまして、賃金で221万6,000円入っていますよね。この内容はどういうふうな、何人ぐらいでどういふうな資格とか、能力を持った人を置いているのか、そこら辺のところをご説明願います。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） まず、高齢者生きがいプラザの設置の趣旨というところが一番重要かと思えます。それについては、下田市の高齢者生きがいプラザにつきましては、高齢者の生きがいと健康増進、障害者の福祉向上を目的としまして、介護予防拠点施設整備事業によりまして、平成12年度、完成したのが平成13年1月ですが、建設されております。特に高齢者が要介護状態になることを予防するために、陶芸やお茶などの趣味の活動の場を提供し、仲間や世代間の交流を図っていただく施設だということでまず趣旨をうたっております。

なおかつ下田市の高齢者生きがいプラザにつきましては、介護予防拠点整備事業だということで、老人福祉法に基づく老人福祉センターに準ずる福祉施設であるということでご理解いただいていると思います。

また、このプラザの条例につきましては、同施設を使用できるものは60歳以上のもの、また、障害者及び両方の介助者というふうに限定をされておりまして、無料の施設だということは皆さんご承知のことだと思います。ただ、陶芸窯につきましては、その使用料1回につきまして2,000円を、老人の方、障害者の方についてもいただくというふうになってございます。

先ほどからこの使用形態でございますが、主に陶芸窯を使うところが多いというふうになっております。利用状況から説明させていただきますと、平成21年、平成22年、平成23年度ですが、年間的に6,900人から5,900人で推移をさせていただいております。そのうちの高齢者の比率が大体21年度は16.5%でしたが、平成23年度においては33.4%というふうになってきております。

使用形態で一番多いのが、先ほどから出ております作業室と陶芸窯の使用が多いということで、パーセンテージ上がっております。ご指摘のとおり、陶芸窯につきましては、4つのサークルがローテーションで利用しているということを聞いておりまして、利用率は大分よろしいんですが、それ以外の会議室とか、お茶室等の利用についてはなかなか伸びないというふうな状況になっております。この辺で一応こういところの施設の利用の伸びを考えなければいけないというふうに判断しております。

また、スタッフの関係でございますが、ご存じのとおり、下田スポーツセンター、要するにサンワークですね、そちらのほうと高齢者生きがいプラザを一緒に管理をさせていただいております。その全体のスタッフで3人ですが、高齢者生きがいプラザのほうにつきましては、1人、要するに指定管理料の中での割り当ては臨時職員1人というふうな割り当てできております。ただ、陶芸窯を使用した場合については、夜間作業とかいろいろありますので、スポーツセンターの職員3人がローテーションを組んでやっていただいているという状況でございます。専門スタッフということですが、専門スタッフについては、その陶芸窯を扱うには大分危険性が伴うということで、陶芸窯を取り扱えるような専門職員というふうには私は理解しております。

以上です。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

5 番（鈴木 敬君） いいです。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（土屋範夫君） それでは、議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開き願います。

議案の題名は、下田市都市公園指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただきます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、敷根公園でございます。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人下田市振興公社でございます。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

提案の理由は、敷根公園の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

指定に至りました経過概要につきましては、今までの説明と重複いたします部分は省略させていただきます。

指定管理者導入に伴う敷根公園の指定経過でございますが、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、財団法人下田市振興公社に、次に、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間を同じく財団法人下田市振興者を指定しております。したがって、今回3度目の指定管理者の指定ということになります。

また、今回の指定につきましては、平成23年度に下田市経営戦略会議、公共施設利用推進会議での議論を経て、公の施設の管理運営等に関するガイドラインを平成23年12月に定めております。このガイドラインに基づきまして、財団法人下田市振興公社が公益財団法人とし

て振興公社の運営を行うべく方向性を打ち出していることから、公の施設の指定管理を含め、今後の振興公社の運営等について一定の配慮を行っていく必要があると示しています。

また、公募、非公募の運用につきましても、公益法人制度改革による下田市振興公社の公益財団法人化への動きも視野に入れる必要を示しております。

また、非公募タイプの分類では、施設管理に対する経験やノウハウが極めて重要とされる施設に敷根公園が分類をされております。さらに利用料金制による運用、指定管理料の支払いにつきましては、平成22年12月28日付総務省通知の要旨が示されておるところでもございます。

以上のガイドラインにつきましては、平成24年2月15日開催の全員協議会のほうで当局より説明がなされております。

今回の指定管理につきましては、今述べましたガイドラインに基づき、非公募の運用をしてございます。この指定管理者の候補者の選定につきましては、さきの議第50号から議第52号で述べておりますとおり、下田市の公社の施設における指定管理者の指定等に関する条例第4条の規定により、選定委員会にその選定を依頼したものでございます。平成24年11月14日付で選定結果の報告を受けてございます。

それでは、このたびの指定管理者の指定について、条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料の9ページをお開き願います。

1の施設の概要ですが、施設の名称は敷根公園、所在地は下田市敷根757番地が代表の地番でございます。

施設の規模等は、昭和61年6月30日から供用が開始されております。その敷地の延べ面積は11万8,616平方メートルでございます。

次に、2の指定管理団体の概要につきましては、今までの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

次に、3の施設管理及び運営の提案要旨につきましては、(1)で管理運営を行うに当たっての経営方針についてを記載してございます。

(2)の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組につきましては、の施設整備面、の利用者の事故防止、救急処置面、で公共的安心面のそれぞれの項目について記載をさせていただいております。

次に、(3)サービスを向上させるための方策につきましては、から の事項を明示し

てございます。

次に、（４）利用者等要望の把握及び実現策につきましては、 で要望の把握事項を、
で実現策を記載してございます。

次に、（５）利用者のトラブルの未然防止と対象方法につきましては、 でトラブルの未
然防止、 で対処方法についてそれぞれ記載してございます。

次に、（６）で地域との連携、他施設との連携等については、（ア）から（エ）の対応を
それぞれ記載してございます。

次に、（７）で指定管理者の指定を申請した理由について記載をしてございます。さきの
３つの議案と同様の理由づけでございます。

次に、４の指定管理料についてとなっております。過去５カ年の指定管理料及び今後５カ
年の計画額が別表のようになります。

次のページの別表をご覧ください。

今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定をします。

別表の説明でございますが、指定管理料の一覧でございます。上段の過年度分の表は、平
成20年度から平成24年度分の各年度の計画と決算を記載しております。あわせてそれぞれの
年度における主な変更理由を記載してございます。

次に、下段の今後計画分の表につきましては、平成25年度から平成29年度分のそれぞれの
指定管理料の計画額でございます。平成24年度の計画指定管理料は5,157万1,000円に対して、
平成25年度の計画指定管理料は6,130万3,000円で、前年比19%の増額でございますが、この
要因といたしましては、平成20年度の積算時は月平均6,100人の使用見込み人員が現在では
月平均4,300人となっており、５年前の使用料との算定もかなりの開きがございましたので、
現在の実績で積算をし直してございます。

また、今回の公社からの申請内容のヒアリングでは、人件費の積算においては、実人員を
配置しております。正規職員６名、臨時職員４名の計10人分とし、あわせて先ほど述べ
ました公益財団法人下田市振興公社の全体の運営等についても、一定の配慮を行っての積算
となっております。以降は人件費の２%アップを見込んだものでございます。

今回、提案させていただいております下田市都市公園指定管理者の指定につきましては、
ご承認をいただいた後に、改めまして予算審議の中で議会のご承認をいただく予定でござい
ます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども、指定管理直接じゃないかもしれないんですけども、特に敷根公園の中の敷根プールの関係になりますけれども、時もたってかなり中の部分が老朽化、特にプールを動かすための機器類というんですかね、相手が水なものですから老朽化というのが当然あると思うんですけども、そのことについてどれくらい今後、いろいろなものを取りかえていく時期に来ているんじゃないかなと思うんですけども、どれくらいを見込んでいるのかというものを聞きたいのが1点でございます。

それから、プールの件なんですけれども、聞いたところによると、あの中に入って歩くというような、特に高齢者とか、そういう方の健康のためにということで、今南伊豆に行っている人が、稲梓なんかからも結構行っている、車が迎えに来て行っているというのがあると思うんですけども、あそこがなんか経営者が亡くなって、その経営がやめになるみたいな話をちらっと聞いたことがあるんですけども、それにかわるものと言ったらおかしいんですけども、そういう方のために受け入れというようなことが考えられるのかどうなのかというその点について2点お願いします。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） ただいまの土屋 忍議員のご質問2点。

まず初めに、プールの設備関係の今後の対策ということでございますが、長寿命化計画を策定してございまして、今年度はさきの議会でも補正等の関係でご審議をしていただきましたとおり、天井の耐震化に取り組んでおります。それから、来年度はボイラー等を含めます設備類の補助事業の提案をさせていただきます。そういうことで、今年と来年でまずハード部分については、長寿命化の取り組みをしているところでございます。

次に、2点目のリハビリ等、現在、社会全体が高齢化ということで、お医者さんのほうでも、先日も稲梓診療所のほうに縦貫道の件で立ち寄らせてもらったときに、やはり先生との会話が聞こえてきまして、プールの歩行訓練、会話の中にございましたとおり、そういう時代でございますので、我々も指定管理を指定しております公社の幹部のほうとも話をしまして、今回の5カ年の指定のヒアリングの中では、公社のほうからできれば送迎のようなことも、高齢者の足のない人、先ほどから敷根方面の足の話がこの議会では出ていますので、

歩行者、歩行者というか、高齢弱者に対しては、送迎の手だてをしようということで、プールの公社の職員からも提案がございましたので、それについては今後煮詰めていきたいと思
います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 大体わかりました。

今後の設備の更新については、大まかでいいんですけども、どれくらいの規模のものがあるのかというのがわかったら、総額で結構なんですけれども、これくらいというのがあったら、そうすればとりあえずは落ち着いて運営ができるというようなものに直していくための金銭的なものというのがあったらお願いします。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） ちょっと慌てて戻って来ましたので、手持ちに資料がございませんので、後ほど出させていただきますと思います。一応手挙げしている事業でございますので、数字はしっかりとつかんでおります。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

6番。

6番（岸山久志君） すみません、指定管理料のことでお尋ねいたします。

今、課長の説明ですと、平成20年度の6,100人の使用人数が平成25年度では4,300人ぐらいの人数に見込まれているので、19%のアップになったというふうな説明を受けたんですけども、決算がこのように順序立ててやっているのでも平成23年度までだんだん減ってきているという決算で出ているわけなんで、それが平成24年、平成25年で突然6,100人から4,300人になったということじゃないと思うんですよ。だんだん指定管理料が増えていくという形で行っているのでも、平成20年は計画では6,100人、それが今後の計画で平成25年度は4,300人ですが、もう平成24年度の辺で大分人数が減って、決算でこの形であらわれているわけですよ、その人数が。減ったということで。それで突然また平成25年になって約20%の増加というのは、ちょっと意味不明なんで、その辺の説明もお願いしたいと思います。

そしてこの指定管理料の決算の金額が施設評価の調書に書いてある決算の金額と微妙に違って、平成22年度だけ同じ金額で、あとは微妙に違ってはいるんですけども、その違う金額の原因も教えていただけたらと思います。わかりましたか。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） 指定管理料の各年度の推移についてのご質問でございますが、ちょっと細かい、あとのほうのご質問の微妙の差というのは、平成22年度以外のちょっと手持ちに資料がございませんので、また委員長でもございますので、改めてまた委員会のほうではしっかりとその説明はさせていただきたいと思えます。

それから、冒頭1点目の大きなお金の推移につきましては、先ほども若干説明をさせていただきましたけれども、もともと平成20年度のと時の見積もりについては、過大な見込みの使用者の当然利用人員が大きく見込まれておれば、当然うちのほうからの持ち出しが減るという理屈になろうかと思えます。

そういう中で、それと重ね要因といひまして、人件費の問題がやはり公社の、先ほど言いました当初からのいろいろな協議事項がありまして、今回の主たる変更理由のほうにもございますとおり、退職金掛金だとか、あるいは社会保険料の増だとか、そういう制度改革に伴います保険料関係、こういうものの見直し、それから今回は大きく平成24年度と平成25年度の差につきましては、先ほど言いましたように実人員、実際に例えば私クラスのそこに資格者の係長級が2人いるよ、そういうので給与表を積算し、そういうものでより実の人件費に近いものも見直しました。平成20年度のと時には、その辺が全体的なバランスを見て公社全体での割り振りであったというふうに聞いておりますので、そういうものの見直しをもろもろさせてもらったということで、この点につきましても、また、委員会等ではもう少し資料等でご説明を申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 12ページの計画分ですと、平成25年度が119%、約1,000万円前年に比べたら多く予定していますね。その後は毎年2%ずつ増えていくと、増えていくのが人件費であるというふうなことですが、毎年2%ずつだと5年で1割上がっていくわけですね。職員の給与ってそんなに上がるんですか。それを今の経済状況の中で、市民はかつかつでやっているのに、職員は毎年2%、5年で1割上がっていくなんていうことを想定した、こんなものはなかなか市民感情から認められないと思うんですが、そこら辺どういうふうに……。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） 鈴木 敬議員の人件費に特化した2%、市内の情勢としては高い

ではないかというご指摘でございますけれども、ご存じのように、公社を立ち上げたときに、役所の職員の給料表の行政2表のほう、これをたしか配慮してということで給料表を使っているのかと思います、私の記憶では。それで当然我々職員もそうですけれども、私くらいの年齢になりますともう頭打ちで上がりませんけれども、通常給料表は1年ずつ役所の職員も今上がっていますので、そういうものを見込んだものがこの2%だというふうにご理解をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） これすみません、ちょっと市の職員と振興公社とごちゃまぜに考えてしまったもので、これは振興公社の職員の給料だということですね。でもそれは市の職員に準じるわけでしょう。

建設課長（土屋範夫君） そのとおりです。

5番（鈴木 敬君） 準じるですね。今国のほうは、国家公務員は7.8%減らそうなんてこと今やっていますよね。地方公務員がどうなるか、それぞれの地方自治体の問題でもあるんですが、そういうときに毎年2%ずつ、これは市に準じるということは、市の職員もそれに相応ので上がっていくということを前提にしているわけでしょう、そういうふうな、5年で1割ですよ。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） すみません、私の答弁がちょっとあの、補足させてもらいますけれども、当然市の職員に準ずるということは、市の職員が今国会、あるいはいろいろなところで議論になっていますそういう一連の件費の流れで、当然我々が下がれば、そのときに公社のほうとも説明をして下げていくと、こういうことになるかと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） ないようでございます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（名高義彦君） それでは、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページ、議案のかがみをお開きお願いしたいと思います。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙、10ページから11ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員採用制度を導入するための条例を制定するものでございます。

この制度は、国においては平成12年11月一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が施行されておりまして、地方公共団体にありましては、平成14年7月に国に準じ地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されたところでございます。

地方公共団体の公務におきまして、高度の専門的知識、経験またはすぐれた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務がある場合など、任命権者は公務の能率、かつ適正な運営を図るために、職員を選考により任期を定め採用することができることが制度化され、各自治体で条例を制定することにより任期付職員の採用が可能となったものでございます。

下田市にあって特に具体的にこの制度を想定している業務があるということではございませんが、制度を利用する業務が出た折には早急に対応できるようするために、今回上程をさせていただくものでございます。

条例等説明資料13ページからをご覧くださいと思います。

各条例の逐条解説でございます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるもので、根拠法令を示し、それに基づき任期付職員の採用に関し必要な事項を定めるとしておるものでございます。

任命権者が任期を定めた採用がだきる場合を第2条から第4条まで規定しております。

第2条、（職員の任期を定めた採用）は、法第3条に対応する条文でございます。任命権者は第1項においては、高度の専門的知識、経験またはすぐれた識見を有するものの採用

についてを定め、第2項においては、専門的な知識経験を有するものを採用することができる条件を定めたものでございます。

第3条につきましては、法第4条に対応する条文でございます。第1項においては、一定期間内に終了が見込まれる業務及び一定期間内に限り業務の増加が見込まれる業務に必要な場合に採用できるとしているものでございます。

第2項においては、第1項の業務に一般職に従事させる場合、その者の業務に補充の職員が必要な場合に採用できるとするものでございます。

第4条、（任期の特例）は、法第6条第2項に対応した条文でございます。第3条に定める一定期間の見込みを超えて延長された場合に、その他やむを得ない場合の延長は、採用に趣旨に反しない場合に採用できるとするものでございます。

第5条、（任期の更新）は、任期を更新する場合には、職員の同意を得なければならないとするものでございます。

第6条、（給与に関する特例）は、給与に関する特例を定めたもので、第1項において任期を定めて採用された職員については、この給料表を適用するとするもの。

第2項においては、職務の級は従事する級に応じ規則で定める基準で決定するものとするものでございます。

第3項においては、特に顕著な業績があった場合には、特定任期付職員業績手当を支給できるもの。

第4項においては、職務の級及び業績手当の決定は、予算の範囲内とするものとするものでございます。

第7条、（給与条例の適用除外等）は、第1項において手当関係でございますが、通勤手当、期末手当以外は支給の対象外とするものでございます。

2項にあっては、期末手当の支給率を定めたものでございます。

第8条、（委任）は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則に委任するものとするものでございます。

大変申しわけございません。議案件名簿の11ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の根拠となります地方公共団体の一般職の任期付採用に関する法律が既に施行されておりますので、公布の日から施行とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） ただいま説明を聞きまして、総務課長のほうからこれがすぐに下田市に当てはまるものではないというふうな説明をいただいたわけですが、高度の専門的な知識、経験またはすぐれた見識を活用して遂行するための専門の人を採用するための条例制定であるというふうなことでございますけれども、後ろのほうを見ますと、給料面を見るとかなりの額であるというふうにして見てちょっと驚いたんですけれども、すぐにはないんだというような説明があったんですけれども、具体的にはどういうことというふうに私は思うんですけれども、例えばたとえ話を1つだけさせてもらいますと、新聞にも載っていたように、庁舎建設が延びてということ、関係しているのかどうかということも1点だけ聞きたいんですけれども。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 先ほど申しましたとおり、今想定できる業務が特にあるということについては、ないというふうに考えております。そこまでよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ、これは総務文教委員会に付託されるわけですから基本的なことだけちょっとお尋ねしたいと思います。

課長が説明したように、10年前に制定されたものだ、しかも当面適用するものはないんだと。何ゆえに10年間制定をしないで今なぜ必要なのか、それが基本的にわからない。これを明確に説明しないと、条例制定の意味合いがないんじゃないかと思いますよ。

本来、この10年前に制定したときにはその理由があったと多分思います。それが10年も放置されて、今そこでしかも、こういう具体的な事例というのはないんだということで、条例制定の意味はないんじゃないですか。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 趣旨の中でもご説明いたしましたとおり、公務の中で特に高度の専門的な知識ですとか、そういう識見、あるいはすぐれた識見ですね、そういうものが当時は国、地方公共団体においての法律で定められたわけなんです、振り返ってみますと、その後ですね、例えばIT関係ですとか、そういうものを日々進歩しております。また、その

システム等もかなり高度なものになっておりまして、今の段階でも職員はなかなか対応できない、そのような状況がございます。

そういう中で、今私はITについてお話ししているわけなんですけど、そういう業務、あるいは法務関係についても、このように行政が本当にいろいろな問題、課題を抱えるときになっておりまして、そういう課題を解決していく中で、やはり民間の専門の方々の知識、そういうものをいただきながら迅速に解決しなければならない、そういう場合のために制定したと思うわけがございます。そういう状況に今下田市にはないというふうには思っているんですが、いつそういう状況になるかわからない、そういうことで、本来であれば、法律ができた平成14年あたりに制定していただければよかったんですが、今となってしまったということについては、本当に申しわけないと思っているわけですが、いずれにせよ、そのような体制を整えたいということで今回上程させていただいている。そういうことでご理解いただければと思います。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 私の認識は、この採用の対象者はやはり公務員法に基づくものでなければならぬと思う。多分民間からこうぎょっと呼ぶんじゃないんですよね。地公法に適應する人間のうち、優秀なものをこうしようという意味合いだと思いますよ。今までコンピュータがどうだこうだというのは、みんな委託なんだ、委託。頭のいいのはどんどん委託。これはこれでいいんじゃないか。

要は、今下田市の市長も言っているように、あるいはみんな認識しているように、下田市の経済は非常に厳しい、本当に明日飯を食おうかどうしようかというそういう状況の中で、優遇措置というものはよほど慎重に検討しなくてはいかん。むしろ優秀なものはどんどん課長にすると、若い人でも。そういう形での活力ある市政の運営をしたほうが私は良いと思う。

つまりは弁護士やあるいは税理士、こうした人が大学卒で採用された。これは特別な理由でよしこれは給料上げよと、こういうことだったらある意味でわかります。しかし、そうでないと思いますよ。10年間放置しておいて、何ゆえに今だというのが決定的なものがないんですよ。隣がやっているからうちもやりましょう、こういうことなんです。

では、隣のこの賀茂郡下で、町ですべてやっていますか。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 背景と申しましょうか、制定の状況を申しますと今議員ご指摘のように、この条例が制定されている自治体というものは、20%台というようなことでござい

ます。そういうことで、大きな都道府県ですとか、大きな市が採用しているところが多いというふうには感じております。

そういう中で、この近隣でいえば、静岡県の東部の中でも今熱海市と富士宮市、そこが採用している、また、過去採用したことがあると、そのような状況になっておりまして、ほかの市にあっては、職員のこの任期付の採用はしておりません。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） つまりは、この7月に新しい市長が出たと、こういう条例は市長の本当の市政がどうであるかという市民的に見られるわけです。少なくともそういう意味では、今の下田市の状況というものがどうであるか、この賀茂郡下の状況がどうであるか、公務員に対する市民の声はどうであるか、こういう基本認識に立ってこういう条例を提案しなくてはいかんと思うんです。私は今の段階で、市長、勇気があれば原案を撤回すべきだと思います。いかがですか。

議長（大黒孝行君） 答えられますか。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（名高義彦君） 貴重な時間をいただきまして大変申しわけないと思います。

まず一つ、大川議員さんご指摘いただいた新たな市長が就任されたのでこういうものというお考えでございますが、そういうことではなくて……

〔発言する者あり〕

総務課長（名高義彦君） これは先ほど申しましたように、平成14年に法律がそのようにできているもので、遅くなりましたが下田市にとっても体制を整えさせていただきたいというものでございまして、先ほど申しましたように、短期間で特に解決しなければならないような課題ができたときに、身分を保証してその人が持っている知識を有効に活用して解決していった、公務の効率的な運営をしていくというのが目的となっております。

現在、下田市におきましては、この制度がございませんと特にそういう課題にどうしても職員として携わっていただきたいというような場合に、臨時職員としての任用しかできないような状況がございます。そういうことから、今回お願いしたいということで考えているものでございます。特に我々職員につきましては、人事的に人材育成をするのに大体3年から5年ぐらいで職場を異動させていただいておりまして、いろいろな職務を経験することによって行政のジェネラリストの養成ということを主に行っております。特に業務のスペシャリストという面での人事管理していないというような根底もございまして、そういう中で特に専門的な知識を有する方が必要な場合ということ想定させていただいて、この条例についてお願いしたいというふうに考えているところでございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 課長も答弁をしているように、10年たっても現状は東部地区でも特定な大きな市の一部だと、こういうことなんですね。そしてしかも緊急性もない、当面計画もないということだと、私は市長が本当に一つのまちづくりの政策上どうしても必要なんだと、だから、10年たって遅いけれどもやりたいんだと、そういう確たる方針があるならば私はいいと思うんだけど、そうですね、私が体験上こういうスムーズな議会の運営が進んでいる中で、特異な提案は、そしてしかも今素直に考えれば、いや、これは大川の言うとおりだということであるならば、原案撤回をするというのが市長素直な姿じゃないですか、いかがですか。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（楠山俊介君） この条例の提案は、私になったから私の発案というか、希望でということではございませんけれども、行政の流れの中で今必要になってきたというふうなところで出されたところでありますし、私の責任で出させていただいた。

ただ、この条例の必要性というのは、今、総務課長の言うように、今はそういう対象者がいないという話ですけれども、これから混沌とした行政の運営、多様な運営の中で、市のほうからすれば、専門的な方にきちっと携わってもらわなくてはならないという状況が考えられると思います、その部分は。では、その想定はということになると、その想定というのは今あるわけではありませんけれども、でも想像からするとそういう状況が来ても不思議がないというふうな状況がありますので、ぜひともこの条例を検討いただいて、そういう対応がスムーズにできるような環境をつくっていただきたいというのが私の気持ちであります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（小泉孝敬君） 今までの市長、課長の答弁、今現在今までの答弁を聞いてみますと、いろいろな憶測を呼ぶと思うんですよ。これこれこうだからこういうものが必要だという確かな想定、一番今下田市で、先ほど市長が言われた想定できるものは何なのか、例えば地震が来るからこういうふうな専門職、市役所を建てるからこういうふうな、そういう具体的なものがあって、今は必要でないけれども、将来的にこういうものが必要だというものはっきりしたものが2つでも3つでもあれば、それはああ、なるほどなというふうにと考えると思うんですね。ところが、10年間何もなくて、ましてこの近隣で熱海市、ましては富士宮市、この2つ、その中で大方のところは現在この法律を使っていない、条例を使っていないということで、今自分たちが突然聞いてみて、使えるもの、想定できるものが一体何なのかというのが見えてこない。そのためにも、これこれこうだから、こういうものを今想定していくんだよというものを今言える範囲で、憶測で専門職がここにある、だけれども言えないんだというふうに聞こえてしまうんです。そうでなくて、言える範囲でぜひそれは伝えていただきたい。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（楠山俊介君） そういう状況が来たときにそうしますというふうな話ではありません。ですから、想定として聞いていただきますが、今、私の思うところは、今伊豆縦貫自動車道から進められる状況にあります。そういう中で、都市計画、あるいはそういうものの開発計画とかいろいろ出てくると思います。そのときに現状の市のスタッフできちっと対応できるのか、あるいはそれに対して専門的な方を一時的に雇用して担っていただくというふうな状況が来る可能性も高いと思います。

ですから、私が想定するとしたら、伊豆縦貫道に伴います10年、20年の中で、そういう方に業務をお手伝いいただかなければならないという状況が来るだろうというか、来るかもしれないという想定は考えてはいます。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 小泉議員からご質問いただきました想定できるものということでございますが、今のところ県ですとか大きな市において採用されている状況、例を少し挙げさせていただきますと思います。

情報統括官として情報システム開発分野の職務を経験している人を採用している。学校ICT指導業務としてパソコン、LANですとか、WANというんでしょうかね、そういうも

のに関する知識、経験を有している方、同じくIT関係の実務、管理等のマネジメント業務をしてきた方、教育関係では公立学校の学校長、民間企業での専門的な知識、あるいは経営感覚、そういうものを教育活動に取り入れるというようなこと、また、徴税関係では税務専門官として徴税の統括ですとか、財政健全化などの実務を経験された方、債権回収担当といたしまして、やはり税徴収における実務を有する方、危機管理といたしまして、防災、危機管理対策等でよく言われております自衛官としての業務経験をお持ちの方、また、広報関係といたしましては、戦略的広報業務というふうなことで、企業広報に携わった方、そのような方々ですね、公務の中で培うことができなかったような業務をやれる方、そういう方にもついでいただくというようなことも考えられるということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 2番。

2番（小泉孝敬君） 今出た中でも、市長は縦貫道を想定ですよ、そういうものが一切なく、だからこそ我々番外でいろいろな憶測でいろいろな、こういったこと出たんだろう、こういったことなんだ、話はどんどん、本来ともしかしたら当局の出して本当にこういうことで純粋に出したいんだと全く違う方向で我々は考えているかもしれないし、また、我々が考えているほうが正しいのかもしれない。

とにかくこういった具体的なものを本来出して、こういったことだから必要なんです、ぜひともお願い、それで協力して条例をつくっていきましょうというんだったらわかるんですよ。何もないうちのただというのでは、今聞いただけでも、確かにこういったところでお金使っているんだと、使用して、ああ、それだったらというふうな第一歩になると思うんです。それがこういうものがなければ、一歩にも二歩にもならないわけですから、いわゆる方法論として、もっと具体的にこういった形で前もって出してほしかったなというのが私の意見であります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（糸賀秀穂君） 補足的に説明させていただきますけれども、ご承知のとおり、公務員の任用につきましては、大きく分けまして一般職と特別職に大別されます。一般職につきましては、採用の方法が地方公務員法の22条の、要するに普通言われている通常の職員採用。それと臨時的な任用の臨時的任用職員です。臨時的な任用職員というのは、6カ月以内、最長更新で1年間しか採用できないというのが基本原則です。これは法律の基本原則です。こ

うなりますと、やはり身分の安定が図ることができないと、また、給与面でもかなり安定、低賃金という批判もありますけれども、そういった処遇で雇用していかなければならないという現実があります。一般職とは別に特別職につきましては、地公法の3条で、非常勤の顧問とか参与とか、あるいは嘱託員、そういう形でも任用できて、ある一定の特命業務についていただいて、その任務を遂行していただけるような仕組みもございます。しかし、こういったような仕組みの中では、ある大きな課題をとらえた場合になかなか集中した業務に取り組むことは難しいという現実論があります。

そういったところを踏まえますと、任期付で職員を3年ないし5年の間に短期的に処理できるものについては、そういう形で任用して課題の解決を図っていこうという考え方から生まれた概念ではないかというふうに理解しております。

これを職員採用という形になりますと、もう定年まで雇用しなければならないという形になりますけれども、繰り返しますけれども、臨時職員という形になりますと、安定した業務では継続できないということになりますので、一定の身分を一定の対価で保証しながら採用して処遇していくと、そういう中で与えられた使命を解決していただくような業務に取り組んでいただく、そういう考え方があるわけで、今後、どういう具体例が出るのかということは、先ほど市長が具体例ではありませんが、こういうことも考えられますよということで縦貫道のお話出ましたけれども、こういった時代の流れの中では、いついかなるときに直面するかわからないわけです。そういったときに、受け皿としてやはり備えておきませんか、なかなか対応に難しいところが出るということで提案させていただいているということで、申しわけないんですがご理解いただきたいというふうに思います。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 大川議員とほぼ同じ考えをしているんですけども、準備をしたいというんだけど、来るべきものが何かがわからないと、わからないものを準備するというのは意味がよく理解不能であって、それから、私の中でもう一つ問題なのは、専門職だということで給与が比較的高いわけですよね。40万円近くから60万円ぐらい。60万円ぐらいになってみれば、社会保険料や労災の負担を考えれば、1,000万円を超える給与だ。この1,000万円を超える職員を短期間雇う、これは非常に大きな事件。これに対しては、議会が全く関与できない。これまでは委託契約です。だから、観光アドバイザーなる人を委託契約で過去働

いてもらったことがあるんですね。全くそれは個人ですね。だけれども、委託契約だから予算決算の中でどんな働きをしているんだと、実績を上げているのかと、こういう議論はこの議会ですべきわけですよ。ところが、職員であればもう人件費ですからね、何のだれ兵衛が幾らもらっているなんていう話できようもないし、職員の評価は市長のところで行うしかない、議会は全くだ。だけれども、1,000万円近く臨時で払うところをやはり無条件ですというのはどうなのかな、少なくとも条例に採用に当たっては、議会の報告義務とか、同意義務とか、こういうものも私は必要ではないかと。無制限に給与60万円、賞与も出るような人を臨時で雇う、それはちょっといかがなものかな。

もう一つは、かつて観光アドバイザーの人と話をしたことがあるんですが、そのときに1人じゃできませんよというふうなことをおっしゃっていました。やはりチームで動きますから、単独で動く場面というのは役所の場合少ないですからね、例えば観光交流課長がいて、当然観光交流課の課員を課長の許可なしで勝手に自分が使うわけにいかないわけですよ。職員で専門官が来て、専門官が何かをしようとしたときに、部下だれもいませんよと、それから地域に対する人間関係もありませんよと、そういう中で本当に職員としての処遇がいいのかと、業務委託では本当にまずいのかと。今の答弁を聞いていると、こういう議論が全くなされないままに提案されてきても困りますよということですよ。

だから、結論を言えば、私としては大川議員と一緒にですよ。提出して否決されるよりは、撤回したほうがいいのではないかと思うわけであります。

議長（大黒孝行君） 答弁はいいですか。

3番（伊藤英雄君） あれば何か……。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（糸賀秀穂君） 条例の取り扱いについてどうのこうのということは、今私の口から申し上げることはできませんけれども、今委託業務のお話が出ましたので、それについてお答えさせていただきますと、議員ご承知のとおり、委託契約というのは司法上の契約でございますので、その契約の内容の中で一定の業務というのがある程度明らかにされてくるわけでございます。それを超えるものについては、当然業務を命ずることはできません。変更契約を取り交わさない限りできないということで、弾力的な雇用契約の中で運用ができないということが、そういうデメリットがあるということでございます。

したがって、ある程度の業務の遂行については、委託という形の中でできますけれども、その契約の中にないところについて、日常的な判断が必要なところについてスピードが

伴っていかないという、そういう面が出てまいりますので、委託ではなかなか難しい面が出てくる業務もあるということをご理解いただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） いいですか、3番さん。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） ないようでございます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（名高義彦君） すみません、引き続き議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の12ページ、議案のかがみをお開き願いたいと思います。

下田市職員の再任用に関する条例を別紙13ページ、14ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法に基づく職員の再任用制度を導入するための条例を制定するものでございます。

この地方公務員法の改正は、公的年金の支給開始年齢の引き上げに関連しされたものでございます。

ご承知のとおり、公的年金は1階部分の定額部分と2階部分に当たります報酬比例部分がございます。平成13年4月からの公的年金の定額部分の支給開始年齢の引き上げは、3年に1歳ずつ平成13年度から平成24年度までの12年をかけて65歳に引き上げるというものでございますが、その改正を踏まえまして公務員の定年退職者、また勤務延長後の退職者等を再び採用することができる制度を導入することを規定したものでございます。

その目的は、雇用と年金の連携を図る仕組みを整備するとともに、高齢期の職員が長年培った能力、経験を発揮できるようにするためのもので、平成13年4月1日から施行されておるものでございます。

また、公的年金の報酬比例部分、2階部分に当たります報酬比例部分の支給開始年齢の65歳までの段階的引き上げが、平成25年度から始まることから、雇用と年金の接続は官民共通の課題となっております。民間におきましては、高齢者等の雇用の安定に関する法律の改正により、雇用と年金の確実な接続に向け、希望者全員を65歳まで雇用するよう所要の処置措置が講ぜられたところをごさいますて、公務についても相応の措置が求められております。

このような中、国では国家公務員及び地方公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員が再任用を希望する場合、任命権利者は再任用職員として採用するものとする制度概要案を取りまとめ国会を提出を予定していたところをごさいますて、提出には至っておりません。

そのことから、当面の措置として地方公務員法に基づく再任用制度により可能な限り雇用の継続を図るよう配慮すること、また、いまだ未制定の団体にありましては、速やかに制定を図られたい旨の通知が総務省から発せられたところをごさいますて、このことから今回の条例の制定をお願いすることとなったものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、条例関係等説明資料の16ページからご覧いただきたいと思ひます。

各条文の逐条解説でございます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるもので、根拠法令を示し、職員の再任用に関する必要な事項を定めたものでございます。

第2条、（定年退職者に準ずるもの）は、これは公務員法ですが、法第28条の4第1項で定める再任用を行うことができる対象者について定めております。

第3条、（任期の更新）は、再任用の任期の更新について定めております。

第4条、（任期の末日）は、65歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を任期の末日とすることを定めております。

第5条、（給与に関する特例）でございます。再任用職員に対する給与条例の特例を定め、1項にあつては、職務にあわせ次の給料表を適用するもの、2項にあつては、期末手当の率を規定するもの、第3項にあつては、勤勉手当を基礎額のみ率を乗じるものとしております。

第6条、（委任）につきましては、この条例の施行に必要な事項は、規則で定めると委任することになっております。

議案件名簿の14ページにお戻りいただきたいと思ひます。

附則でございますが、この条例の制定のもととなります再任用制度に係る地方公務員の一部の改正が既に行われておりますので、公布の日から施行するものとするものでございます。

また、この下田市職員の再任用に関する条例を制定することにより、これまで定年退職者の再任用を規定しております下田市職員の定年等に関する条例を改正する必要が出てまいりまして、附則で改正を規定しているものでございます。

再び条例改正等資料18ページにお戻りいただきたいと思えます。

第1条は、再任用に関する根拠条文である法第28条の4第1項及び第2項の字句を削除するものでございます。

第4条は、字句の整理になります。

第5条は、再任用を規定していることからすべてを削除するものでございます。

第6条は、第5条を削除したことにより条を繰り上げるものでございます。

附則でございます。

第1項は、条の繰り上がりによるただし書きの条文の整備、第3項は、条例第5条の削除により削除するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） これは定年を65歳に準じというような形の中から、市の職員もそういう形でやっていくということだと思えますけれども、一番私が考えますに、こういう形でいくと、やはり新規採用というのは当然少なくなるということが1点あると思えます。

それから、一般の下田市における民間企業がそういうようなこういう形にまだ至ってないんじゃないのかなというふうに思えますけれども、その辺をまず市からやるのかという考えもあるんでしょうけれども、私はある程度下田市の企業の状況がそういう形になってから、では、市もやるという方法もあるんじゃないのかなというふうに思えますよ。一般的な市民感情的に、市役所の職員は給料がいいよと、それに60歳定年じゃなくて、定年もどんどん延ばしているよという形のものがあると、やはり余りいい話は聞かないのかなというようなこともあるわけですが、これを実際に採用するような形になった考えというん

ですか、そういうものをちょっと聞かしていただきたいんですけども。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） これにつきましては、ご説明させていただいたとおり、平成13年から公的年金の基礎部分、それにつきましては3年に1歳ずつ繰り上がって、この平成24年度で65歳になるわけでございます。平成25年、来年からは基礎年金部分については、65歳からの受給になります。これは民間の方々も一緒でございます。そして今度は報酬比例分、それにつきましても、法が改正されまして、平成25年から3年間で1歳ずつ繰り上がっていくというような状況になっております。

国におきましては、先ほど申しましたように、本当は定年制、公務員について定年制の延長を考えていたわけですが、民間にあっては定年の延長ではなく、65歳まで継続雇用をするというような形で、希望者については65歳まで継続を続けるという対応をすることになっております。それにあわせるというような形で、官と民の均衡を図るという意味で、民のほうは60歳の定年を延長していない、それなのに公務員が定年を延長する、そういうのはやはり官民の均衡を欠くというようなことで、この再任用を義務化する方向で基本方針として固めているわけでございます。ただ、これはまだ法制化されておりません。今後どういふことになるか注視していかなければならないということですが、そういう公的年金と退職との接続というものでこの考えが出ているものでございます。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） そうしますと、この条例制定というのは、もう一斉に、どの自治体も一斉に、県も含めてやっていくということになっているんでしょうか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 今お願いしている条例は、この60歳定年を迎えた方について、希望者についてすべてを受け入れなさいとしているものではございません。こちらが業務として必要としているところに希望者が当てはまれば選考して採用するというもので、全員を採用するというものではございません。

ただ、総務省からは、先ほど申しましたように、この平成25年度退職する者にとっては、平成26年度の61歳の誕生日が来るまで無年金の状況が発生します。そういうことから、できるだけ希望者については、再任用するように努めてくださいという通知が来ているところでございます。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 私が聞いたのは、下田市独自でこういうことをやるのか、それとも一斉にほかの自治体もやることになっているのかどうかということの質問でございます。

それともう1点、今の答弁に関してちょっと聞きたいのは、60歳からさらに続けて雇用をして仕事を勤めたいという希望があれば、続けて雇用してもらえるのか、それともどうもあいつは不必要だからということで断ることもできるのか、どうなのか、その辺も聞きたいです。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） どうも申しわけございませんでした。

この条例につきましては、平成13年度に地方公務員法が改正されてできておりまして、市のレベルではもう93%ぐらいの市がこの条例に基づくそれぞれの市の条例を定めているというふうな調査結果が出ております。ただし、それを実際に使って再任用しているところについては、その中の半分を切るというような状況ということでございます。

そして先ほど申しましたように、これは退職したものが希望した場合にすべてが再任用するものではなくて、こちら側が選考によって採用するというところでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 一定の措置が当然必要なことであろうと思いますが、この説明資料の10ページの下田市職員の定年に関する条例のところでは、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲だと、60歳定年でしょうから61歳を超えないという形の規定がなされていると。

それで再任用に関する条例のほうでは、再々というんでしょうか、再任用の更新はできると、こういう規定になっていようかと思うわけです。ですから、1年だけではなくて、さらに2年、3年、65歳に達するまでできるんだ、こういうように読み取れるわけでありましてけれども、そうしますと、この定年に関する条例と下田市の再任用に関する条例の関連はどのように読み解いたらいいのかという点が1点の質問であります。

そうしますと、再々任用等の延期をされたときに、この給与の月額も、同じ給料が上がるというようなことはないのか。ここに1から6級までの規定が原案にございますが、この適用はどのように検討をされることになるのか。

それから、既にそういう意味では伊豆急電鉄やN T T等々、これらの再任用というのは民

間でもやられているのではないかと思うんですが、どういう実態になっているか、把握していれば参考までにお教えいただきたい。団体職員である農協等がどうなっているか、漁協等がどうなっているか、含めてお手元の資料があれば明らかにしていただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） まず最初の再任用の関係でございますが、その勤めた業績に基づいて65歳に至るまでの間で、1年を超えない範囲で再任用することができるという規定になっております。

再々任用されたときの給料の格付と申しましょうか、それにつきましては、その業務に合った号給に当てはめるといふ規則でございますので、そのようになるわけでございます。

そして大変申しわけございません。民間についての給料がどうなっているか、その辺については、申しわけございません、把握しておりません。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） すみません、ちょっとぼけっとしていて聞き忘れてしまったものですから確認しますけれども、そうしますと、61歳、62歳、必要な人であれば65歳まで、1年だけではなくて60歳から65歳まで任用される可能性があるかと、任用もできるというこういう理解でよろしいんでしょうか。それとも定年に関する条例のほうですと、基本的には1年を超えない範囲だと、こういう規定がありますので……、削除。

〔発言する者あり〕

7番（沢登英信君） 10ページのほうに、起算して1年を超えない範囲内で期限を定めという規定がありますよね。定年による退職の特例。もう1年をかえないでやると、この時点で退職ではなくて再任用のこっちの規定にすべて切りかわってしまうんだ、こういう理解でよろしいのかという。

ごめんなさい、19ページ。目がちょっととろくて、19ページ、ごめんなさい、説明資料の19ページね、失礼しました。4条にあるでしょう、19ページの4条に。定年による退職の特例。改正後。1年を超えない範囲内で云々という規定。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） すみません、わかりました。この定年による退職の特例第4条のことをおっしゃっているということよろしいでしょうか。

7番（沢登英信君） はい。

総務課長（名高義彦君） これについては、再任用ではございません。勤務の延長というこ

とでそのまま勤務が続く職員ということでございます。

7番（沢登英信君） わかりました。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませいか。

5番。

5番（鈴木 敬君） この前の任期付職員の採用の条例もそうなんですが、特に再任用の条例というのは、極論すれば職員の救済措置ですよね、職員の。そういうふうにとれます。何回も言うようですが、今の下田市の経済状況の中で、職員だけが優遇措置をどんどんしていくというふうなとらえ方をされかねません。先ほどの指定管理者制度においても、職員は毎年2%の給与アップを想定されているというふうなこともありました。そういう中で、再任用、職員は臨時でもなければ嘱託でもなくて再任用という形で、ということは、いろいろ社会保険とか等々も全部そのままいくわけですよね。そういう措置が職員にはなされるというふうなこと、これは民間もそうだというけれども、下田市の民間でそんなことやれるところなんかほとんどありませんよ。

ですから、何回も言うようですが、今の下田市の状況をどういうふうにとらえているんだという、職員は。そののところが非常に感じます。

それと特に職場が今どんどんなくなって、特に若い人たちの雇用の場も失われていきます。だんだんと失われていく。ということは、下田市に住んでいられなくなるということなんです。それを60過ぎの職員は再度仕事を与えられて住んでいられると、若い連中は新規雇用の場も少なくなって下田市にいられなくなっていくと。そういう状況をますますつくっていくというふうなことじゃないんですか。そういうふうには私はとらえてしまうんですけども、そこら辺について当局どういうふうを考えているのか、特に市長はどういうふうを考えているのか、お答え願えれば。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（楠山俊介君） 今、総務課長から説明ありましたように、再任用に関しまして希望者をそのまま無条件に雇用するという状況ではなくて、希望者に対して雇用する場が必要であれば、その能力があれば雇用するという条件です、それは。

それと当然おっしゃるように、そういう雇用が発生した場合に、新規雇用の若者たちの雇用が圧迫されるということは、この市だけでなく民間でもそういうふうなことは今言われています。それをバランスよくする中で新規採用が必要なのか、あるいは再任用が必要なのか

ということを勘案して選択していくという条件になると思いますので、これが条例化されたからといって、60歳以下定年者がすべて雇用される。あるいは新規雇用の若者の雇用が全く不利になっていくというような状況ではないと思っております。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 外から見てるとひがみっぼく大分見ているんですが、特に振興公社、社会福祉協議会、シルバー人材センター等々みな職員のOBが行っていますよね。そういう状況が一方にある。あるいはまた、総合庁舎なんかにもかなりの人が定年退職後行っているというふうな状況もある。ある程度それなりのステップを踏んだ職員OBはそれなりのところで、何年かは知らないですけども、再雇用とか、再就職とか、そういうふうな形でやっている、そういう制度がますます、そういうふうなところに行かない、あるいは行けないところは、では再任用で救済しましょうというふうな制度にとれるというふうに、そういうふうに私はとられかねないと、特に何回も言うようですが、下田市の今の現在の経済状況の中でやるのであれば、こういうふうにして、では下田市の経済を活性化させる、再生させる、こういうふうな政策もやれますよという市民にある程度夢を与えるようなこともやらなければ、自分たちの身分だけ優遇させるようなそういうことだけやっていたら、これは市民からどういうふうに思われるか、そこら辺のところもう一度。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（楠山俊介君） 職員の雇用に関しましては、職員の身分の保証をすとかということではなくて、いい行政の市民サービスを遂行するために必要な職員を雇用するというのが原点だと思います。そして県職なりいろいろの中で、雇用の条件というのは私はちょっと今わかりませんが、市の職員のOBでなければ雇用しないという条件があるのかどうか、ちょっとわかりませんが、そちらのほうも有能であり、必要な人材を雇用するという中で雇用されていると思いますので、場合によって職員のOBじゃいけないというふうな条件があるのかどうか、私はちょっと今これわかりませんが、多分そういうのじゃなくて、有能の人材を雇用するという中で、ある面たまたま市の職員のOBの方が雇用されているという状況があるかと思っておりますので、基本的に職員の雇用に関しては、再任用であろうが、新規であろうが、有能に必要な雇用をして、そして市民サービスを向上するという中で行われているというふうに理解しております。それが行われることによって、市内の経済対策もそうですし、もろもろの市民サービスが向上するということでありまして、相反する話ではないと私は理解しております。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（名高義彦君） それでは、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の15ページをご覧くださいと思います。議案のかがみでございます。

下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、別紙16ページから23ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業制度の整備を行うものでございます。

国におきましては、人口減少時代を迎え、労働力人口の減少、地域社会の活力低下などに対応するため、仕事と生活の調和、ワークライフバランスを実現し、男女ともに多様な働き方の選択を可能とする社会にするために、すべての労働者を対象に、特に子育てや介護など仕事と家庭の両立支援を進めているところでございます。その一環として、育児休業に関する法律が改正されまして育児休業制度の拡充が図られておりますことから、当市におきましても、条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、条例の改正の内容につきまして議案件名簿16ページから21ページまでの下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例並びに条例改正等説明資料22ページから35ページまでの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

資料につきましては、左ページが改正前、右ページが改正後となっております。アンダーラインの箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正点は、大きく3つございます。まず1つ目には、育児休業法の第2条、また第2条の

2、第3条、第5条、これが改定、あるいは追加されたことによりまして、育児休業をすることができることの拡充が図られております。

2つ目といたしまして、第7条から第15条を新設いたしまして、育児短時間勤務の制度が導入されたことでございます。

3つ目は、第16条、第17条を改正することにより、部分休業をすることができる拡充が図られたこと、この3つがございます。

それでは、新旧対照表第1条についてでございますが、アンダーライン部分、条例根拠であります条文列挙が長いものでそれを削除し、簡潔にするものでございます。

第2条につきましては、育児休業することができない職員を整理したもので、第1号と第2号を削除し、第3号を第1号とする、また、第4条を第2号とする、第3条に第1号で削除した非常勤職員について非常勤でも育児休業をすることができない職員を規定いたしました。

第5号、第6号を削除するものでございます。

第3号で非常勤にも育児休業をすることができる場合が設けられ、また、第5号の削除で配偶者が育児休業をしている職員も育児休業をすることができるように拡充、また第6号の削除で育児休業をしている職員の配偶者が育児ができる状況にあっても育児休業をすることができることといたしまして、育児休業をすることができる職員の範囲を拡充しているものでございます。

第2条の2でございますが、これを新たに追加いたしまして、非常勤職員の育児休業期間を規定しております。

第2条の3を新たに追加いたしまして、法の第2条第1項ただし書の条例で定める機関を57日と定めまして、出生の日から57日のうちに育児休業をした場合には、同一の子について再度の育児休業ができるとするものでございます。

第3条につきましては、再度育児休業をすることができる特別の事情を整理いたしまして、第1号において第5条の改正に伴う規定の整理、号建てではなく条建てになったということでございます。

第4号につきましては、夫婦が交互に育児休業をしたか、しないかにかかわらず、育児休業後3カ月を経過した場合は、再度育児休業をすることができるとするものでございます。

第5号につきましては、再度育児休業をすることができる改正に伴いまして、字句の整理をするものでございます。

第6号を新たに追加いたしまして、第2条の2第3号に該当する場合、また、第7号を追加いたしまして、任期の末日までに育児休業をしている非常勤職員が任期の更新、または採用に伴い引き続き育児休業する場合も、育児休業することができる特別事情とするものとして再度の育児休業ができる拡充をするものでございます。

第5条につきましては、第1号を削除することによる条文整備で、育児休業している職員の配偶者がその子を常態として養育できる場合を削除し、育児休業の承認の取り消し自由を緩和したものでございます。

第6条の次に第7条から第15条までの育児短時間勤務制度、及びそれに伴います育児短時間勤務制度の導入に係る規定を9条加えております。

第7条、（育児短時間勤務をすることができない職員）といたしまして、非常勤職員、臨時的任用職員、育児休業に伴う任期的付採用職員、勤務延長職員、配偶者が育児休業をしている職員を規定しております。

第8条、（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）を規定しております。

第9条、（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務形態）といたしまして、フレックスタイム制の適用職員及び交替制等勤務職員のための勤務体系を規定しております。

第10条、（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）につきましては、育児短時間勤務を始めようとする日又は期間の末日の翌日の1カ月前までに行うことのできるというふうにしております。

第11条、（育児短時間勤務の承認の取消事由）でございますが、取消事由を規定しております。

第12条、（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情等）を規定しておりまして、やむを得ない事情は過員が生じた場合としております。

第13条、（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）といたしまして、短時間勤務をさせる場合、あるいは勤務が終了した場合は、書面で本人に通知するものとしております。

第14条、（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）でございますが、給与条例を記載のとおり読みかえ適用としているものでございます。

第15条、（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての給与条例の特例）でございますが、法第17条で規定する短時間勤務をする職員については、前条例14条の規定

を準用するものでございます。

なお、この条例で規定しております非常勤職員に該当する職員につきましては、下田市には現在在籍はしておりません。すべて臨時的な任用職員ということでございます。

資料の34ページをお開きいただきたいと思うんですが、第7条、（部分休業をすることができない職員）について、これは非常勤職員に部分休業を認めることを受けまして、任用の状況に照らし部分休業できない職員として各号を改めるものでございます。そしてこの第7条を第16条といたします。

第8条、（部分休業の承認）でございます。第3号に非常勤職員の部分休業に関する規定を新たに設けたことによります規定でございまして、また、字句の整理をするものがございます。そしてこの第8条を第17条といたします。

第9条につきましても字句の整理をし、第18条とするものがございます。

その後、第10条を第19条とする。第11条を第20条とするものがございます。

それでは、議案の22ページに戻っていただきます、附則でございますが、この条例は既に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されておりますもので、公布の日から施行するものがございます。

また、この下田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正中に育児短時間勤務制度の導入が図られますことから、下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があり、附則で規定しております。

たびたび申しわけございません。条例等関係資料36ページから41ページをご覧いただきたいと思います。

第2条は、育児短時間勤務職員の規定を追加し、また、条文を整理したものでございます。

第3条は、ただし書で週休日及び勤務時間の割振りを必要に応じて設けられる規定を追加するものがございます。

第4条は、第3条のただし書にあわせた規定の追加でございます。

第8条は、ただし書で育児短時間勤務職員に時間外勤務の制限を設ける規定の追加でございます。

第8条の2は、小学校就学に達する子のうち3歳に満たない子を区分いたしまして、養育する職員の勤務の制限を設ける条文を追加するものがございます。

第8条の3は、字句の整理、第12条は、育児短時間勤務職員も年次有給休暇を付与できる規定を追加するものがございます。

第18条は、この一部改正によります条文の整理をするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

8日、9日は休会とし、10日、本会議を午前10時より開催をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 3時 6分散会